

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象 事業年度	年度評価	平成29年度（第3期）
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 I-3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（II～IVに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 角倉 一郎
	大臣官房（I-1, 2に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 小森 繁
	大臣官房（I-1に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 野村 由美子
	大臣官房（I-3に関する業務）		環境経済課環境教育推進室長 河野 通治
	環境再生・資源循環局（I-4, 5に関する業務）		廃棄物規制課長 成田 浩司
	大臣官房（I-6に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 岩崎 容子
	大臣官房（I-7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 上田 健二
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課政策評価室長 内藤 冬美
主務大臣	農林水産大臣（I-3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 中川 一郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣	経済産業大臣（I-3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 飯田 健太
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 三浦 聡
主務大臣	国土交通大臣（I-3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 川埜 亮
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基

3. 評価の実施に関する事項	
<p>ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。</p> <p>また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。</p> <p>（外部有識者）※敬称略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有田 芳子（主婦連合会会長） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人） ・大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授） ・島 正之（兵庫医科大学公衆衛生学主任教授） ・萩原なつ子（立教大学社会学部教授） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授） 	

4. その他評価に関する重要事項	
<p>平成28年に法人設置法等を改正し、環境研究総合推進業務を法人の業務として追加。（※平成28年度は一部の業務を環境省から移管。平成29年度から移管業務の全てを法人が実施。）</p> <p>業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部を経理部に統合した。</p>	

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務は適正かつ着実に実施されている。 ・内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 ・コンプライアンスの推進については、全役職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。 ・研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画に沿って研修を実施し、100講座に対し受講者数延べ1619人が受講している。等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・石綿健康被害救済業務（認定・支給の迅速かつ適正な実施）・・・環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。当該事業年度は第3期中期目標期間の4年目として、同目標の着実な達成を意識して業務に取り組んでいると評価できる。等
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
<公害健康被害補償業務>	B	B	A	B			12%
汚染負荷量賦課金の徴収	B	<u>B</u>	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	1-1		(8%)
都道府県等に対する納付金の納付	B	B	B	B	1-2		(4%)
<公害健康被害予防事業>	B	A	B	B			10%
事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	B	<u>B</u>	<u>B</u>	B○	2-1		(1%)
ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	B	B	B	B	2-2		(1%)
調査研究	B	B	B	B	2-3		(1%)
ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施	B	B	B	B	2-4		(2%)
公害健康被害予防事業を担う人材の育成	B	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	2-5		(2%)
関係地方公共団体の事業に対する助成	A	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	2-6		(3%)
<地球環境基金業務>	B	B	B	B			13%
助成事業に係る事項	A	B	B	B	3-1		(7%)
振興事業に係る事項	B	A	B	B	3-2		(4%)
地球環境基金の運用等について	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	3-3		(2%)
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務>	B○	B	B○	B	4		1%
<維持管理積立金の管理業務>	B	B	B	B	5		1%
<石綿健康被害救済業務>	B	A	A	A			20%
認定・支給等の迅速かつ適正な実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6-1		(9%)
救済給付の支給に係る費用の徴収	B	B	B	B	6-2		(1%)
制度運営の円滑化等	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	6-3		(3%)
救済制度の広報・相談の実施	B	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6-4		(5%)
安全かつ効率的な業務の実施	B	B	B	B	6-5		(1%)
救済制度の見直しへの対応	B	B	B	B	6-6		(1%)
<環境研究総合推進業務>	-	-	B	B			13%
環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	-	-	B	<u>B</u>	7-1		(7%)
効率的、効果的な研究及び技術開発の推進	-	-	B	B○	7-2		(6%)
	B	B	B	B			70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、平成29年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.18≒B」となる。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (H28 評 価比率)
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織運営	B	B	B	B		1	4%
業務運営の効率化	B	B	B	B		2	9%
業務における環境配慮	B	B	B	B		3	1%
	B	B	B	B			14%
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画の作成等	B	B	B	B		1	6%
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A		2	4%
短期借入金の限度額	B	B	B	B		3	1%
	B	B	B	B			11%
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画	A	B	B	B		1	3%
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		2	1%
その他当該中期目標を達成するために必要 な事項	B	B	B	B		3	1%
	B	B	B	B			5%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	汚染負荷量賦課金の徴収		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」 汚染負荷量賦課金は当該年度の補償給付支給費用等の財源として賦課徴収されるものであり、公害健康被害補償制度の根幹を担うものである。</p> <p>難易度：「高」 汚染負荷量賦課金の徴収は、当該年度の補償給付支給費用等に必要な額の 8 割を充足する必要があることから、現状の極めて高い申告率・収納率を維持することが必要不可欠である。同賦課金は申告・納付制度となっており、制度への理解の下に企業の自主的な協力を前提としているが、「公害」を知る現役世代が減り、制度への理解が薄れつつあること、経営不振の企業からも徴収しなくてはならないこと等からその維持には相当な努力が必要となっている。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	申告額に係る収納率 99%以上を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%			予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215
	実地調査の確実な実施	平成 24 年度実績に比し 50%増 (95 事業所)	58%増 (100 事業所)	65%増 (104 事業所)	70%増 (107 事業所)	70%増 (107 事業所)			決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948
汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	徴収業務に係る委託費の縮減	平成 24 年度実績に比し平成 30 年度末までに 5%以上の縮減	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%			経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524
	電子申告の	電子申告の比	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%			経常利益（千円）	261,479	171,590	△815,963	△373,800

	促進	率を平成 30 年度末までに 70%以上											
									行政サービス実施コスト（千円）	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670
									従事人員数	20	20	20	20

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。</p>	<p>(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。</p>	<p>(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。</p> <p>ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>① ア. 未申告納付義務者に対する申告督促の実施</p> <p>汚染負荷量賦課金の未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、委託商工</p>	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由：</p> <p>法に基づく重要な制度であること、厳しい経済状況ではあるが申告・納付の必要なことなどを粘り強く丁寧</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>申告督促、実地調査、委託事業者への指導等によりの確な徴収業務が実施され、申告額に係る収納率については、ほぼ 100%の水準が維持された。本制度が、汚染負荷量賦課金の徴収に関し、企業の自主的な協力を前提とする申告納付制度が導入されていること、及び赤字法人にも申告納付義務を課していることを踏まえると、極めて高い水準で収納が行われているものと評価する。</p> <p>この高い収納率を確保するために機構では下記のような取り組みにより目標を上回る成果をあげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対する実地調査では、平成 29 年度は、適正性・公平性を高めて調査の質の向上を図り、実地調査を中期計画に定める 95 事業所を上回る 107 事業所に対して実施した。 ・徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により中期計画に定める 5%を上回る平成 24 年度比 8.71%の削減を実現している。 ・オンライン申告等の電子申告及び電子納付については、賦課金説明会での説明、電 	

	<p>② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%</p>	<p>② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績 (63 件) に比し中期計画</p>	<p>実地調査の計画的な実施</p> <p><主な定量的指標> 実地調査の件数 (H24 年度比 50% 増)</p> <p><その他の指標> 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p>	<p>② ア. 申告書審査による修正及び更正の状況 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1246 1564 1751 1900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>机上審査</th> <th>実地調査</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当年度修正</td> <td>29</td> <td>6</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>当年度更正</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>過年度修正</td> <td>1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>過年度更正</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	区分	机上審査	実地調査	計	当年度修正	29	6	35	当年度更正	39	3	42	過年度修正	1	22	23	過年度更正	1	19	20	計	70	50	120	<p>了等で納付義務の消滅した 5 非該当事業所を除いた 31 事業所 (0.4%) まで縮小させ、99.6% と高い申告率を確保することができた。</p> <p>収納率については、目標値である 99% を上回り、破産等の特別な要因を除くと 100% 確保していることは、顕著な成果である。</p> <p>実地調査件数については、平成 24 年度実績 (63 件) に比し 50% 増 (95 件) とする目標に対し、平成 29 年度においては目標を大幅に上回る 70% 増 (107 件) の調査を実施した。</p>	<p>話や文書による懲慥、事業所等への訪問によるオンライン申告の説明、「オンライン申告セミナー」を開催したこと等の効果もあり、71.8% の事業所から行われ、中期計画に定める目標を 3 年前倒して達成した。また、平成 27 年度から準備を進めてきた電子納付について、対応を開始した。</p> <p>・毎年 3 月末の賦課料率改訂から 5 月 15 日の申告納付期限までの短い期間内の約 3 週間、具体的には 4 月上旬から下旬にかけて全国 103 会場 (平成 29 年度実績) において申告納付説明会を開催するとともに、より効果的な説明会に改善していくために参加者及び委託先を含む関係者へのアンケート調査を実施し、納付義務者からの質疑・照会等を申告・納付に関する各種マニュアル等に反映する改訂を行い、納付義務者の負担軽減に寄与する改善を行った。</p> <p>こうした業務の質的改善への努力により極めて高い収納率を維持しているが、これに加えて特に平成 29 年度は、納付義務者の負担軽減のための取り組みとして、</p> <p>・申告納付手続に関し、前年度に考え方を整理した納付義務の承継や問い合わせが多い事項について、説明内容や資料の追加により申告納付説明・相談会の内容を充実させた。</p> <p>・Pay-easy (ペイジー) 収納サービスによる電子納付を平成 30 年 1 月から開始し、インターネットバンキングによる納付に対応した。</p> <p>・未申告・未納事業者への督促等の対応を引き続き強化し、未納案件を、実質的に経営破たんしているものを除いて解消するとともに未申告案件も着実に減少させた。等の成果をあげた。</p> <p>機構では、本事業に求められる成果については、目標以上の成果を上げている。こ</p>
区分	机上審査	実地調査	計																											
当年度修正	29	6	35																											
当年度更正	39	3	42																											
過年度修正	1	22	23																											
過年度更正	1	19	20																											
計	70	50	120																											

<p>(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施 徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用する。</p> <p>また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に70%以上の水準に引き上げることを</p>	<p>増の実地調査等を計画的に実施する。</p> <p>(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成24年度実績に比し、平成30年度末までに5%以上の委託費の削減を図る。</p> <p>② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上とし、業務の効率化を図る。</p>	<p>の目標である50%増(95件以上)の実地調査を計画し実施する。</p> <p>(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成24年度実績に比し、本年度においても5%以上の委託費の削減を達成する。</p> <p>② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会等の場において具体的な利用方法や利</p>	<p><評価の視点> 汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収を行えたか</p> <p>徴収業務に係る委託費の削減</p> <p><主な定量的指標></p> <p>委託費をH24年度に比しH30年度末までに5%以上削減</p> <p>電子申告の促進</p> <p><主な定量的指標> 電子申請の比率を平成30年度末までに70%以上</p>	<p>イ. 実地調査の状況 実地調査について、中期計画に定める平成24年度比50%増(95件)を大きく上回る107事業所(5年間分=535件)の申告内容を詳細に調査した。 その結果、50件の修正及び更正処理を行うとともに、適正な申告となるよう指導を行った。</p> <p>(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 徴収業務に係る委託費の削減 平成29年度徴収業務に係る委託費(税抜)については、以下のとおりであり、平成24年度比8.71%の削減を図った。 平成24年度：169,507,228円 平成29年度：154,740,035円(▲8.71%)</p> <p>② オンライン申告の促進 平成29年度の電子申告率は71.8%で中期計画で定める目標を達成した。「平成29年度オンライン申告促進計画(9月5日)」を策定し、次の各種取組を実施した。</p> <p>ア. オンライン申告セミナーの開催 平成28年度に参加の多かった7地域と、アンケートで参加希望の多かった8地域の15箇</p>	<p>れに加えて今中期目標期間では、本事業の質的改善に取り組んで来ており、これまでも多くの成果をあげている。以上を踏まえ、中期目標における初期の目標を十分に達成していると認められるためB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p> <p>徴収業務に係る委託費については、平成24年度比8.71%の削減を実現した。目標(30年度末までに5%以上削減)に対する達成度は174%となり、中期計画に定める目標を大幅に達成した。</p> <p>中期計画に定める電子申告率70%の目標については、申告件数・申告金額ともに前倒しで達成し、この水準を維持し、引続き定着に向けた各種取組を行っている。さらに高い電子申告率の達成に向け「オンライン申告促進計画」を定</p>	<p>れに加えて今中期目標期間では、本事業の質的改善に取り組んで来ており、これまでも多くの成果をあげている。以上を踏まえ、中期目標における初期の目標を十分に達成していると認められるためB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	---	---	---	--	--	---

<p>目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。</p>	<p>便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。</p> <p>中期計画に掲げた電子申告率70%以上の目標は、平成28年度に申告件数・申告金額ともに2年前倒しで達成しており、引き続き、オンライン申告等の一層の普及及び定着に向けた取組を行う。</p>	<p>所で開催した（193名参加）。</p> <p>イ. 徴収・審査システムの改修の検討 今後利用の増加の可能性がある現在推奨以外のウェブブラウザ(GoogleChrome)への対応を検討するとともに、平成30年度の実施に向け、改修規模、費用対効果などを含めた調査を行った。</p> <p>ウ. オンライン申告から用紙又はFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所への対応 オンライン申告から用紙申告又はFD・CD申告に移行した事業所(69件)及びFD・CD申告から用紙申告に移行した事業所(9件)に対し、アンケート調査を実施した。</p> <p>エ. 個別事業所へのオンライン申告の推奨 対象工場が30以上ある事業者において、5事業所以上オンラインで申告している事業者を選定し、用紙申告またはFD・CD申告の事業所80件に対し、オンライン申告を推奨した。</p> <p>オ. 実地調査におけるオンライン申告の推奨 用紙又はFD・CDで申告している事業所(31件)に対し、オンライン申告を推奨した。</p>	<p>め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った。</p> <p>また、オンライン申告から用紙又はFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所へのアンケート結果をもとに、オンライン申告への再移行の方策とその対応可能性を検証の上、オンライン申告への実施に向け取り組んでいく。</p>	<p>（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上</p> <p>納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量</p> <p>（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上</p> <p>① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上</p> <p>（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上</p> <p>① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。</p> <p><その他の指標> 納付義務者等に対して提供するサービスの向上</p> <p><評価の視点> 事務処理の効率化等をは図るため質の高いサービスを提供したか</p> <p>（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上</p> <p>①納付義務者に対するサービスの向上 納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続の簡素化など質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。</p> <p>ア. 汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化</p> <p>納付義務者の電子納付に係る要望を踏まえ、インターネットを利用したペイジー（電子納付）収納サービスを30年1月から開始した。</p>
---	---	--	--	--

<p>賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。</p>	<p>を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。</p>	<p>ア. 納付義務者のニーズを踏まえ、汚染負荷量賦課金の納付について徴収・審査システムとマルチペイメントネットワークを接続することにより、インターネットを利用した電子納付 (Pay-easy (ペイジー) 収納サービス) を平成 30 年 1 月から導入し、平成 30 年 2 月の第 4 期分の納付に適用できるようにする。</p> <p>イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、</p>		<p>汚染負荷量賦課金について、納付義務者からインターネット等を利用した納付についての要望を踏まえ、インターネットを利用したペイジー (電子納付) 収納サービスの実施に向け、次の対応を行った。</p> <p>(ペイジー収納サービスの実装)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事金融機関の選定、収納金融機関へ契約依頼 (平成 29 年 3 月) ・ 共同利用センターの利用開始 (9 月) ・ 徴収・審査システムの改修を行い、実装を完了 (9 月) ・ 共同利用センターとマルチペイメントネットワークの接続試験 (10、11 月) ・ マルチペイメントネットワーク接続の登録通知書を受領 (12 月) ・ ペイジーによる電子納付を開始 (平成 30 年 1 月) <p>なお、第 4 期の納付にペイジーを利用した件数は 62 件であり、一層の周知強化に取り組んで行く。</p> <p>(ペイジー手続の周知)</p> <p>納付義務者に対して、次の周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペイジーの利用開始のお知らせ文書及び説明用チラシの発送 (12 月) ・ 機構ホームページのお知らせをアップ (12・1・3 月) ・ 「申告納付の手引き」にペイジー操作方法や注意事項を追記 ・ 申告納付説明・相談会説明用資料に操作方法や注意事項を追記 ・ 汚染負荷量賦課金の延納分納付書発送用封筒にペイジー利用開始の案内を表記 <p>イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂</p> <p>平成 30 年度への年度更新及びシステム改修に伴う修正事項に加えて、ペイジーによる納付方法及び問い合わせや誤りの多い事項を反映する改訂を行った。</p>	<p>インターネットを利用したペイジー収納サービスについて、各種の方法で様々な機会をとらえて周知した。</p> <p>納付義務者からの質疑・照会を反映したマニュアルの改訂により、納付義務者の制度、手続に対する理解を深めるとともに、適正かつ的確な申告・納付の確保に</p>	
--	---------------------------------------	--	--	---	---	--

意見等を把握し、改修する。

ウ. 申告の手続などを説明した動画サイトを申告納付説明・相談会等を通じて、納付義務者に周知する。

エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、オンライン申告システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。

オ. 委託商工会議所と連携して納

ウ. 汚染負荷量賦課金動画サイトの周知
公害健康被害補償制度や申告書類の作成方法・手続等を解説した動画サイトについて、申告納付説明・相談会で一部動画を利用するなどにより周知した。

エ. 徴収・審査システムの改修
徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修及び最新のサーバへの更新に伴うセキュリティ対策の強化を行った。
(ア)汚染負荷量賦課金のペイジー収納サービスの利用に係るシステム改修、実装
(イ)徴収・審査システムサーバ群を更改し、最新のOSや機器に置き換え、機器構成部品の二重化、ファイアウォールの設定見直し等による機器の耐障害性の向上及び最新のネットワークに更新し、セキュリティ機能を強化
(ウ)セキュリティ専門業者による脆弱性、セキュリティの診断及び情報システムのセグメント管理など情報保全策調査結果に基づくセキュリティ対策計画の策定
(エ)機構が実施する情報セキュリティ研修の受講、新任職員に対するシステム研修の実施

オ. 納付義務者からの問い合わせへの対応
納付義務者からの問い合わせに適切に対応

努めた。

申告納付説明・相談会における動画の紹介等により、汚染負荷量賦課金動画サイトには3,500件を超えるアクセスを得た。

徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修を行うとともに、最新のサーバへの更新に伴うセキュリティ対策の強化と今後のセキュリティ対策計画を策定した。

納付義務者からの問い合わせに対し、適切に対応し

	<p>② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。</p>	<p>付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。</p> <p>イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説</p>		<p>した。なお、誤りや照会が多かった事項は、商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付説明・相談会を通して説明及び注意喚起していく。</p> <p>○問い合わせ件数 フリーダイヤル : 756 件 (H29. 4. 3～5. 31) メールによる問合せ : 113 件 (H29. 4. 3～5. 15)</p> <p>②染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進 汚染負荷量賦課印の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。</p> <p>ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施 納付義務者が制度や申告の手続について、正しい理解が得られるよう委託商工会議所担当者を対象に研修会を平成 30 年 3 月 2 日に開催した (参加者数 : 128 名)。</p> <p>イ. 申告納付説明・相談会の実施 申告・納付が的確に行われるよう全国 151 商工会議所 103 会場 (出席納付義務者数 : 2,651 事業所) で 4 月に申告納付説明・相談会を開催した。 なお、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、これらを基に既述の取組を行ったほか、より効果的</p>	<p>た。</p> <p>委託商工会議所担当者に対し、本業務の実施に係る研修会を実施した。</p> <p>より効果的な説明・相談会の実施に向け、アンケート結果をもとに事後検討会で検討し、手続き等の改定を行うとともに、平成 30 年度の説明・相談会等に反映させた。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

な説明・相談会の実施に向け、事後検討会で意見を集約し、平成 30 年度の説明・相談会等に反映している。

以上のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は、数値目標を上回る水準を達成しており、制度への理解を得ることが困難となってきた状況において機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は数値目標を大幅に上回る水準であること、電子申告率も中期計画に定める目標を前倒しで達成したこと及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、自己評定を「B」とした。

<課題と対応>

・ 厳しい経済状況の中で、汚染負荷量賦課金の申告・納付について、納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保していく。

・ 納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付の利用を開始し、今後は、周知に力を入れていく。

・ 申告・納付を行う納付義

						務者の担当者が適正に申告が行えるように、引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供するため、今後も納付義務者のニーズを的確に把握し、各種の取組を行っていく。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	都道府県等に対する納付金の納付		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0264

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現地指導の実施都道府県等数	原則3年間で全ての都道府県等に実施。(第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等)	第一種地域13都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域15都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域14都道府県等 第二種地域1都道府県等		予算額(千円)	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	
オンライン申請を行う自治体数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%		決算額(千円)	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	
								経常費用(千円)	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	
								経常利益(千円)	261,479	171,590	△815,963	△373,800	
								行政サービス実施コスト(千円)	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	
								従事人員数	20	20	20	20	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。</p>	<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに国及び都道府県等に提供する。</p>	<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。 また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。 さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 納付事務処理の現地指導都道府県数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 現地指導の実施により、適正な納付業務の事務処理を確保したか。</p>	<p><主要な業務実績> (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化</p> <p>①納付業務の適正性を確保するため、3年に1回のサイクルで全 45 都道府県等のうち旧第一種地域 14 都道府県等、第二種地域 1 都道府県等に対して現地指導調査を実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。</p> <p>②公害保健福祉事業については、6 都道府県等(平成 28 年度：6 都道府県等)の実態調査を行い、事業計画の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。</p> <p>現地指導調査の結果及び公害保健福祉事業で創意工夫のある事例等について、事業計画の参考となるよう環境省に報告するとともに、都道府県等に情報提供を行った。</p>	<p><評定と根拠> 自己評定：B</p> <p>評定理由： 納付業務に係る現地指導調査については、適正な事務処理がなされるよう指導、処理を行った。</p> <p>また、公害保健福祉事業については、6 都道府県等の実態調査を行い、有用な情報提供を行った。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 納付申請等に係る事務処理については、適正かつ正確に実施する必要があり、原則3年に1回のサイクルで関係都道府県等への現地指導を行うことは不可欠である。あらかじめ現地指導実施都道府県等数の目標を設定し、確実に実施することが必要であるが、平成29年度に、第一種地域については14都道府県等に対して、第二種地域は1都道府県等に対して現地指導を実施した。</p> <p>また、公害保健福祉事業については、6 都道府県等の実態を調査し、創意工夫のある事例等について、他の都道府県等への情報提供を行った。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、昨年度の有識者の意見を踏まえ、研修ニーズを把握し、半数近い都道府県等から37名の参加を得て、参加者の86%から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得た。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため Bとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 適正な申告納付を維持するため、現地調査、研修をはじめとする機会を設けて自治体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

<p>(2)納付申請等に係る事務処理の効率化 全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 納付業務システムについて、都道府県等の意見・要望を把握し、事務処理の効率化を図れるよう改修する。 また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> 納付業務システム研修の実施</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施したか。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>①都道府県の担当者からのアンケート調査を踏まえて納付業務システムの改修を行った。</p> <p>②納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査を実施し、都道府県等全ての要望に対応するため、開催場所、開催時期及び参加のしやすさのニーズを把握し、45 都道府県等中 22 都道府県等、37 人（平成 28 年度：21 都道府県等から 27 人）を対象に、研修を実施した。 また、研修終了後のアンケートでは、参加者の 86%から「有意義・やや有意義であった」との結果を得た。</p>	<p>都道府県等の担当者の意見・要望を踏まえ、作業の効率化に対応するようシステム改修を行った。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった 22 都道府県等の全ての者を対象に全国 3 か所（東京・名古屋・大阪）で研修を行った。 なお、前年度の要望を受け、開催場所、開催時期間を見直し実施した。</p> <p>以上を踏まえ、納付業務に係る事務処理の適正化・効率化を図るための対応を適切に行っていることから、自己評定を「B」とした。</p> <p><課題と対応> ・納付業務については、毎年度指導が必要な都道府県等があることから、適正性を確保するため、今後も指導調査を実施していく。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例等を収集し事業計画の参考となるよう</p>	
---	--	---	--	---	--	--

						<p>情報提供を行って行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付業務システム担当者研修を継続して実施する。 <p>なお、研修の実施に当たり、実施場所、実施時期及び研修内容等、研修ニーズを把握しきめ細かな対応を行っていく。</p>	
4. その他参考情報							

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 市中金利の低下により基金の運用益が減少する状況下において、事業予算を確保し、事業の重点化・効率化を進め、予防事業全体の方向を決定する必要がある。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
								従事人員数	16	16	16	16	

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。《中期目標》</p>	<p>公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。</p>	<p>（１）事業の重点化・効率化 公害健康被害予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。</p> <p>（２）収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金について、低金利トレンドの固定化が予想される状況を踏まえ、市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に基づく安全で有利な運用を行</p>	<p>＜主な定量的指標＞ －</p> <p>＜その他の指標＞ －</p> <p>＜評価の視点＞ 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ （１）事業の重点化・効率化 ① 機構が自ら行う予防事業については、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させる取り組みを引き続き行うとともに、各事業について次の重点化・効率化を図った。 ・知識の普及では、ぜん息・COPDの発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化し実施した。 ・調査研究では、予防事業の重点施策に沿った新たな研究課題を設定し公募を行い、評価委員の評価を経て採択し実施した。 ・研修は平成 27 年度に策定した予防事業研修の体系に基づき、継続して将来の予防事業の担い手となる人材の育成強化に取り組んだ。</p> <p>② 地方公共団体が行う事業への助成については、特に地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業を重点事業とし、本年度も地方公共団体から交付申請のあった同事業の全てに対し交付決定を行った。</p> <p>（２）収入の安定的な確保 ・環境大臣の指定する有価証券の改正（一般担保付等の条件を緩和）が行われ、購入できる債券の選択肢の広がる中、機構の運用方針に基づき、市場の状況や金利の優位性を勘案して債券を購入するなど、基金の安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業に必要な費用を確保した。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 以下のとおり、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させるとともに、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図った。また、事業費については、低金利の状況が続く中、基金の安全で有利な運用に努め事業費の安定的な確保に努めた。 さらに、これまで検討を行ってきた予防事業の見直しを着実に進め、次期中期計画期間における予防事業の方向性を取りまとめたことから、自己評定をBとした。 ・ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、ソフト 3 事業・知識の普及・研修に重点化を図り、事業内容の改善に取り組んだ。 ・基金の運用については、環境大臣の指定する有価証券の改正が行われ、購入できる債券の選択肢の広がる中、市場の状況や金利の優位性を勘案して債券を購入するなど、基金の安全で有利な運用に努めた。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助</p>	<p>評定 B ＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防基金の運用等については、近年の低金利状況が長期化する中で、市場動向等に応じた安全かつ有利な運用等により、収入の安定的な確保が図られた。 事業の重点化・効率化については、平成 26 年度から開始した当中期目標期間における事業の見直しの継続実施と新たな事業の本格実施が確実に行われた。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあることから、より一層の事業の重点化、効率化及び他団体との連携等により、必要とされる事業の実施を確保していくこと。 ＜その他事項＞ 特になし。</p>	

			<p>う。</p> <p>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図る。</p> <p>(3) 公害健康被害予防事業の基本方針の検討 予防事業における限られた財源を有効かつ効率的に活用していくため、予防事業の包括的な点検・評価と次期中期目標期間の事業実施の基本方針について検討を開始する。 この検討において予防事業の見直しが必要な場合には、次期中期目標期間への円滑な事業移行のために関係団体等との調整に着手することとする。</p>		<p>(3) 予防事業の基本方針の検討</p> <p>・今日の低金利の状況により、基金の運用益が減少傾向にあるため、限られた事業財源を有効かつ効果的に活用するため、事業規模や事業内容の点検による予防事業メニューの見直し、事務費の縮減、事業実施体制の検討を行い、次期中期目標期間における予防事業の基本方針を取りまとめ、環境省に報告した。</p>	<p>金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業に必要な費用を確保した。</p> <p>・低金利の状況により基金の運用益が減少傾向にあることから、事業規模や事業内容の点検による予防事業メニューの見直し、事務費の縮減、事業実施体制の検討等、予防事業の見直しを着実に進め、次期中期目標期間における予防事業の方向性を取りまとめた。</p> <p><課題と対応></p> <p>・低金利の状況が継続していることから引き続き市場の動向を注視し、安全で有利な運用による運用益の確保、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び目的積立金の取崩しにより安定した財源を確保する必要がある。</p> <p>・また、事業の重点化・効率化について不断の検討を行っていくとともに、事業見直しにより中止・廃止となる事業については、今後、関係団体とも調整を図る必要がある。</p>	
--	--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
								従事人員数	16	16	16	16	

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。 また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	公害健康被害予防事業の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業（以下、右欄を含め「予防事業」という。）の役割からして、本来的に基本とすべき重	<主要な業務実績> ・患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復の活動に取り組んでいる NPO 法人等から把握したニーズについて、実施可能なものから事業内容に反映した。(継続) ・知識普及事業及び研修の事業参加者の意見等について、実施可能なものは事業内容に反映した。(例、研修カリキュラムの見直し) (1) ニーズの把握と事業への反映 ① 患者等のニーズに基づき実施した事業 ・これまで患者団体及びぜん息等の発症予防	<評価と根拠> 自己評価： B 評価理由： 以下のとおり、ぜん息患者、地域住民及び関係機関・団体など事業参加者のニーズを把握し、実施可能なものから、事業内容に反映するとともに、知識の普及では事業内容の整理・統	評価 B <評価に至った理由> 患者団体やNPO法人等、事業参加者から把握したニーズのうち実施可能なものを事業内容に取り入れている。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するためソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続している。 平成 26 年度から運用を開始している「集計・分析システム」について、継続的に測定し効果的・効率的な事業内容の改善	

<p>引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。</p>	<p>また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。</p>	<p>平成26年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成29年度においては、引き続き各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。</p>	<p>要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。</p>	<p>や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等から把握したニーズについて、次のとおり実施可能なものから事業内容に反映した。</p> <p>② 事業参加者へのアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識普及事業の参加者及び研修参加者に対するアンケート調査（対象者：計2,569名、回収率：84.9%）を実施し意見等を収集した。また、平成28年度の意見等について実施可能なものは、本年度の事業内容に反映させた。 <p>（2）予防事業の第三期中期目標期間（平成26～30年度）における見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業は優先的に実施し、調査研究や知識の普及及び研修は縮減又は統廃合により合理化を進め、他の主体とも連携を図りながら、次のとおり事業の重点化及び効率化を図った。 <p>① 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度は、課題数の見直しを行うなど限られた予算の中で、ソフト3事業の効果的な実施に向けた研究課題を設定するなど、予防事業の目的に合致した調査研究を2か年計画で公募により実施した。 <p>② 知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合により合理化を進め、利用者の利便性の向上を図るとともに、最新の科学的知見に基づく確かな情報を提供した。 ・また、機構ホームページの「ぜん息などの情報館」に加え、ぜん息情報のポータルサイトとして「ぜん息・COPDプラットフォーム」の本格運用を開始し、SNS（ツイッター）の利用により、学術研究団体等が発信するぜん息・COPDの予防等に関する最新の科学的根拠に基づく確かな情報を提供した。 <p>③ 予防事業を担う人材の育成</p>	<p>合を進め、最新の科学的根拠に基づく確かな情報を反映させるなど、事業内容の改善を図った。</p> <p>また、ソフト3事業の事業実施効果の測定と事業内容の改善に向けた取組を継続して実施したことから、自己評定をBとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、これまでに把握したニーズを知識の普及、及び研修の事業内容に反映した。また、前年度の研修受講者のアンケートを整理・分析し、カリキュラムに反映した。 ・パンフレット等の啓発冊子の再編・統合により合理化を進め、利用者の利便性の向上を図るとともに、最新の科学的知見に基づく確かな情報を提供した。 ・地方公共団体が行うソフト3事業の実施効果について、「集計・分析システム」を用いて継続的に把握するとともに、前年度の実施効果の調査結果とあわせ地方公共団体での取組事例を冊子に取りまとめ、地方公共団体に配布し情報の共有を図った。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防基金の運用収入が減少するなか、予防事業を効果的・効率的に行っていく 	<p>への取組がされていることを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるためBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	---	--	---	--	---	---

				<p>・患者教育を行うための人材育成研修を継続して実施するとともに、患者教育・指導の専門ライセンスを有する看護師・理学療法士等とも連携を図り「ERCA予防事業人材バンク」(以下「予防事業人材バンク」という。)を運営するなど、将来の予防事業の担い手となる人材の育成強化に取り組んだ。</p> <p>④ 地方公共団体が行うソフト3事業へのソフト面での支援</p> <p>・ソフト3事業を効果的に推進するため、地方公共団体職員を対象とした研修の充実や好事例の紹介など情報提供等に取り組んだ。</p> <p>(3) ソフト3事業の効果測定等</p> <p>・「集計・分析システム」を活用し、ソフト3事業の実施効果の測定を行い、調査結果をフィードバックした。また、「ソフト3事業事例集」を作成し、各地方公共団体に配布した。</p>	<p>ためには、ぜん息患者等のニーズを的確に把握していくことが重要である。</p> <p>・予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民、関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらニーズに基づき効果的かつ効率的な事業を実施するなど、今後とも事業対象者に対して質の高いサービスを提供していく。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	調査研究		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調査研究費の総額の削減	平成 24 年度比で 10%以上削減する	同左	39%削減	37%削減	50%削減	61%削減		予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する	同左	59 日	—	—	55 日		決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
								従事人員数	16	16	16	16	

注 1) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、平成 27 年度は採択年でないため。

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。</p>	<p>(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図</p>	<p>(1) 調査研究の重点的な実施 中期計画に基づき重点化を行った調査研究を、着実に実施する。環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究は、平成 29 年度から開始する調査研究課題について、公募により実施する。公募の実施に当たっては、ホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。併せて、契約締結までの期間について、平成 26 年度に契約締結までに要した期間よりも短縮をする。なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことに</p>	<p><主な定量的指標> ・調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。 ・課題の採択までの事務処理期間について、外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する。</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> 今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。</p>	<p><主要な業務実績> (1) 調査研究の公募・実施 ① 環境保健分野に係る調査研究 ・平成 29 年度から開始する第 11 期調査研究(2 年計画)について、環境保健調査研究評価委員会の意見を踏まえ、予防事業に資する次の 3 課題の調査研究について公募を行った。 ・公募に当たっては、機構や関連学会のホームページに加え、日本アレルギー学会の協力を得て、学会員へ個別通知を行うなど幅広く公募を行ったところ 38 件の応募があり、評価委員による事前評価を経て 9 件を採択し実施した。 ② 大気環境の改善分野に係る調査研究 ・平成 29 年度から 2 か年計画の調査研究では、現在でも環境基準を達成しない局地的な大気汚染地域があるなど今日的な課題について、環境改善調査研究評価委員会の意見を踏まえ、地域の環境改善施策の実証に資する研究課題を 2 課題設定し公募を行った。 ・機構、関連学会のホームページ等を通じた公募では 2 件の応募があったが、評価委員の事前評価において、研究成果の設定、内容の独自性等、評価基準で評価が低かったア)の『局地的な大気汚染地域の改善』については、採択を行わず、イ)の『今日の大気汚染の知見の蓄積に向けた課題』の応募案件 1 件のみを採択し実施した。 ③ 調査研究の採択にかかる事務等 ・環境保健分野及び環境改善分野とも、公募の締切日から採択日までに要した日数は 55 日であった。また、調査研究費総額は平成 24 年度比で 61%の削減を図った。 ・調査研究に係る会計処理を適正性に行うた</p>	<p><評価と根拠> 自己評価： B 評価理由： 以下のとおり、予防基金の運用収入が減少するなか、年度計画に定めた「調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。」との目標を上回る達成(61%削減)をしており、新たに 2 か年計画の調査研究課題を採択するなど予定通り事業を進め、研究成果を予防事業に活用していることから、自己評価を B とした。 ・調査研究費総額は、平成 24 年度比 10%以上削減するという目標に対し 61%を削減した。 ・調査研究について、新たに 2 か年計画で公募を行い、環境保健分野 9 課題、環境改善分野 1 課題を採択した。</p> <p><課題と対応> ・次年度は 2 か年計画で実施する調査研究の最終年になるため、研究評価委員の意見を踏まえ取りまとめを行う。</p>	<p>評価 B <評価に至った理由> 平成 29 年度は、平成 29～30 年度の調査研究の初年度であり、課題の公募と年度末に中間的な成果の把握が行われた。環境保健分野については、関連学会の協力が得られたことで数多くの応募があり、提案内容も研究として優れたものが多かったことから、できるだけ多くの事業を採択できるよう調整が行われた上で採択された。環境改善分野については、募集 2 分野に対してそれぞれ 1 課題ずつの応募があり、いずれも研究としての熟度に難がある提案であったが 1 課題が採択された。中間的な成果については、環境保健分野では、事業予算の都合で 1 課題あたりの研究費が少ない割には総じて良い成果が見込まれるものとなった。環境改善分野では、研究計画に沿って進捗しているが、評価委員から多くの注文がつくものとなっている。なお、環境保健分野の研究については、国内外での学会や論文発表、国、地方公共団体への情報提供など成果の活用も積極的に行われており、この点からも研究の質がある程度確保されているといえる。また、委託先に対する事務説明会や現地指導調査などが適切に行われ、研究費の適正な執行に努めている。以上を踏まえ、環境改善分野については改善すべき点があるものの調査研究全体としては中期目標における目標は達成していると認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p>	

<p>(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。</p>	<p>る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。</p> <p>(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、</p>	<p>より、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。</p> <p>(2) 外部有識者による評価 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。これらの評価結果については、各調査研究の実施者にフィードバックして次年度の調査研究の内容(研究資源の配分、研究計画)に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。</p>		<p>め、全ての委託機関の会計担当者等を対象とした会計説明会を実施し、契約事務取扱及び会計手続について説明するとともに、委託費の適切な執行について周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、委託機関 4 箇所に対して現地指導調査を実施し、購入物品の検収方法、支出証拠書類、帳簿及び納入物品の確認等を行った。 <p>(2) 外部有識者による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保健分野、環境改善分野とも事前評価のほか、1 年目の調査研究成果について、調査研究発表会又は調査研究結果ヒアリング等を通じて評価委員による年度評価を行った。 ・なお、評価結果は、翌年度の調査研究の実施に反映させるため研究者にフィードバックした。 		<p>昨年の指摘を踏まえて調査研究の評価指標の見直しが検討され、次期中期目標及び中期計画では調査研究の内容を評価する方向となっている。</p> <p>しかしながら環境改善事業に目を向けると、調査研究事業の運営事務局として不適切と思われる運営がなされている。公募型の研究課題の採択は、外部専門家による専門的見地からの意見を参考としつつ、募集テーマ及び予防事業の事業方針との整合、研究成果の事業への活用等を総合的に判断して機構が決定するものであるが、運営事務局が実施すべき検討又は内容の調整が年度末の評価も含めて行われていると評価できない。具体的に第 11 期応募課題の評価過程で見ると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択する意義について、募集テーマとの整合性、予防事業として実施する意義、特に調査研究としての成果は何か、その成果がどう事業に活用できるのか等、運営事務局として行うべきスクリーニングを実施又は検討したと評価できないこと、 ・調査研究評価委員会について、事業採択における専門家の評価の位置づけは実施要領上確認できないが、評価委員によって採点にバラツキが見られるにも関わらず、評価委員の専門分野や採点に係る個性を考慮せず、委員のつけた評価点数をもって採択の可否が決定されていると思われること、 ・採択事業について、事業予算が縮減する中で、需要も少なく、事業としての優先順位を低くすべき植樹事業の需要喚起及び取組の促進が研究計画に掲げられている。そのことは評価委員からも指摘されているにも関わらず、予防事業の全体方針との整合性の検討又は調査研究内容の調整等が何ら行われることが無いまま採択されており、このままでは予防事業全体の運営方針に影響を与えか
--	---	---	--	--	--	--

計画の変更又は中止を行う。
さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映
調査研究成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。
また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映

① 環境保健分野、環境改善分野とも、調査研究により得られた知見等は、パンフレット等の啓発資料や講演会・講習会など知識普及事業に反映するとともに、調査研究成果は成果集に取りまとめ、関係地方公共団体及び関係学会等に配布し、また、機構ホームページにも掲載した。

② 調査研究の成果は、学会発表や論文発表に引用されており、学問の発展や社会貢献に寄与している。

区分	研究 件数	学会 発表	論文 発表
保健分野	9件	63件	102件
改善分野	1件	2件	0件

ねないこと、
上記のように公募型の調査研究事業の運営事務局として本来行うべきことの実施が確認できず、採択に係る透明性や公平性の観点にも疑問があること、及び調査研究として期待できる成果が乏しいこと等から、昨年も本評価を通じて緊急に改善を促したところであるが、次期中期計画期間で対応する一部を除いて改善が見られない。
次期中期計画期間では、調査研究が内容・質で客観的に評価され、公募型の調査研究を行う事務局として、同様の業務を行う環境研究推進業務の事務局運営を参考とした業務改善が行われ、適切な事務局運営がなされることを期待する。

また、予防事業における調査研究事業の課題として、予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切に運営していくことが重要であり、そのために状況に応じて柔軟に対応することが求められる。

なお、環境改善分野は、様々な要因により事業の需要も低迷しており、調査研究も公募テーマの設定や実際の研究需要等が厳しい状況にあるため調査研究の公募を一時的に停止することも含めて検討すべきである。その上で調査研究を公募するのであれば、調査研究としての質を確保することを優先し、①募集テーマとの整合性、②研究としての水準、③予防事業全体の事業方針との整合、等を検討し、調整しても②や③に難がある応募しかない場合には採択を見送るなど、適正な調査研究事業の運営となるよう改善策の検討が必要である。

							<その他事項> 特になし。
--	--	--	--	--	--	--	------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-4	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
講演会の参加者等による評価	講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	94%	95%	97%	98%		予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
								従事人員数	16	16	16	16	

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
<p>環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。</p> <p>また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80% 以上の者から満足が得られるようにすること。</p>	<p>(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。</p> <p>また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80% 以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な</p>	<p>(1) 知識の普及等事業の重点的な実施</p> <p>地域住民等に対して機構が直接、ぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大气環境の改善に係る知識の普及、情報提供を行う本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。</p> <p>平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援(患者教育)の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>講演会の参加者等による評価</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>ぜん息及び COPD の予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 患者教育を含む確かな医療情報等の提供</p> <p>① パンフレット類の作成</p> <p>ア. 「パンフレット合理化の基本方針」により小児ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合に当たり、最新の医療情報を加え、科学的知見に基づく確かな情報を提供したことに引き続き、成人ぜん息向けの啓発冊子 4 種の再編・統合に着手し、紙媒体のほかウェブコンテンツも作成した。</p> <p>イ. ぜん息及び COPD の最新情報の発信媒体として生活情報誌「すこやかライフ」を発行(1年2回)し、ウェブコンテンツも制作し公開した。</p> <p>また、第 50 号の記念特集ではオリンピックメダリストによる座談会を企画し、その内容を掲載した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供先</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>121,652 部</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>234,625 部</td> </tr> <tr> <td>個人等</td> <td>130,006 部</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>486,283 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ぜん息専門医等による講演会・講習会の開催</p> <p>ア. アレルギーの啓発に関する講演会</p> <p>・ 2月 20 日の「アレルギーの日」に合わせ、</p>	提供先	部数	地方公共団体	121,652 部	医療機関	234,625 部	個人等	130,006 部	計	486,283 部	<p><評定と根拠></p> <p>自己評定： A</p> <p>評定理由：</p> <p>以下のとおり、ぜん息患者やその家族が必要とする医療情報等の提供について、機構自らが従来から行っている知識普及事業では、事業参加者から高い評価(満足度 98%)を維持しながら、加えて学術研究団体、NPO 法人等、他の主体との連携による新たな知識普及事業を実施するなどしていることから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ぜん息患者の自己管理を支援するため、ぜん息の治療等法の変化にあわせて、ぜん息患者やその家族に科学的根拠に基づく確かな医療情報等を提供するため、小児ぜん息向けの普及啓発冊子の再編・統合とあわせ最新の情報を加えるなど、その他機構自らが行う知識普及事業を通じて、患者教育を含む確かな医療情報等を提供した。</p> <p>・ぜん息の治療等について、ぜん息患者やその家族が正しい情報に容易にたどりつくために、学術研究団</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小児ぜん息に係る複数の啓発冊子を再編・統合したパンフレットを発行し、成人向けパンフレット類の統合についても検討を開始しており、パンフレット類の合理化に向け適切かつ積極的に取り組んでいる。</p> <p>ホームページでは、各関連団体等が発信するぜん息等に関する情報を一元的に発信することができる「ぜん息・COPD プラットフォーム」を運用し積極的な連携に取り組んだ。</p> <p>また、地域に根差した活動を行う NPO 法人等との協働事業や、水泳記録会、セミナーや講習会等の開催等を引き続き着実に実施した。</p> <p>以上のように、中期目標における所期の目標を達成し、また効率的・重点的な情報提供を行うための取組を実施しているものの、これらの取組が知識の普及に具体的にどのように結びついたのかが必ずしも明らかにされていない。アンケートにおいて、目標を上回る成果が得られているものの、それが知識の普及につき目標を上回る上位評価とする合理的な根拠が薄いことから、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
提供先	部数															
地方公共団体	121,652 部															
医療機関	234,625 部															
個人等	130,006 部															
計	486,283 部															

	<p>把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。</p>		<p>公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。</p> <p>イ. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会 ・厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に講習会を3箇所（三重、静岡、千葉）で開催した。</p> <p>ウ. ぜん息児水泳記録会 ・ぜん息の児童や中学生を対象に、健康回復のための自己管理の啓発・継続を図ることを目的に、水泳記録会を開催し、273名の参加を得た。 ・記録会当日はぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、吸入手技指導を交えた体験教室及びピークフローメータの使用方法等の実技指導を併せて実施した。</p> <p>エ. 教育セミナーの開催 ・ぜん息等のアレルギー疾患や患者の自己管理支援について正しい知識を提供するため、第34回日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会と共催で、医師や看護師等を対象とした教育セミナーを実施した。</p> <p>④ ぜん息・COPD電話相談室 ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、看護師及び医師によるぜん息・COPD電話相談室を通年で開設し、計1,218件の相談に対応した。 ・本相談室の周知を図るため、新聞（スポニチ）や生活情報誌（「ばど」）等を活用した広報を行った。</p> <p>⑤ エコドライブ普及ツールの貸出し ・地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいてエコドライブの啓発事業の支援を行うため、機</p>	<p>体、NPO法人等がもつ有益な情報を一堂にまとめ発信する場として、国、地方、民間企業等16団体の協力による「ぜん息・COPDプラットフォーム」の本格運用を開始し、SNS（ツイッター）により積極的に情報発信を行い、本年度は新たに食品メーカー1団体の協力を得ることができた。</p> <p>・潜在患者が多くいるといわれているCOPDについて、NPO法人等の知見・ノウハウを活用して、患者の早期発見や呼吸リハビリテーションを普及するための事業を協働で実施した。COPDの早期発見事業では、事業参加者で受診勧奨をした者からCOPDの発見につなげることができた。</p> <p><課題と対応> 地域住民や医療従事者等の様々なニーズに応えるため、事業の重点化、事業内容の改善に引き続き取り組む。また、「ぜん息・COPDプラットフォーム」について、情報の収集・更新を図るなどコンテンツの一層の充実を図るとともに、SNS（ツイッター）なども活用し情報発信を積極的に行っていく。</p>	
--	------------------------------------	--	---	---	--

		<p>(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効</p>	<p>(2) 各種普及啓発事業の効果的な実施 地域住民等のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を図るため、パンフレット類の作成やぜん息専門医等による講演会・講習会の開催、ぜん息・C</p>		<p>構が所有するエコドライブシミュレーターを地方公共団体等に 28 件貸出しを行った。</p> <p>⑥ 事業参加者の評価 ・環境保健分野における各種事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の 98% の者から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。</p> <table border="1" data-bbox="1202 493 1706 997"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>上位 2 段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アレルギーの日関連講演会</td> <td>90.1%</td> </tr> <tr> <td>保健所等における普及啓発講習会</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>ぜん息児水泳記録会</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>学会教育セミナー</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>ぜん息・COPD 電話相談室</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>合計 (平均)</td> <td>97.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 他の主体との連携による新たな普及啓発事業の展開 ① 「ぜん息・COPD プラットフォーム」の本格運用 ・国、地方公共団体、民間企業等の協力団体が発信するぜん息等に関する最新の医療情報や地方公共団体が行う講演会の情報など確かな情報を集約し、積極的に提供した。(提供回数 149 回) ・同サイトの利用促進を図るため、新たに SNS (ツイッター) を開設し、積極的に情報発信を行った。(発信件数 150 回、フォロアー 190 人)</p>	事業名	上位 2 段階の評価率	アレルギーの日関連講演会	90.1%	保健所等における普及啓発講習会	99.3%	ぜん息児水泳記録会	97.6%	学会教育セミナー	89.1%	ぜん息・COPD 電話相談室	98.2%	合計 (平均)	97.5%		
事業名	上位 2 段階の評価率																				
アレルギーの日関連講演会	90.1%																				
保健所等における普及啓発講習会	99.3%																				
ぜん息児水泳記録会	97.6%																				
学会教育セミナー	89.1%																				
ぜん息・COPD 電話相談室	98.2%																				
合計 (平均)	97.5%																				

	<p>果的な提供方法や内容の充実を図る。</p>	<p>OPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。</p> <p>これらの普及啓発事業を改善し、より効果的に実施していくために、参加者や利用者に対するアンケート調査で要改善点、理解度等を把握して、次の事業等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを目標とする。</p> <p>(3) 普及啓発事業の展開 公害健康被害予防事業の見直しにより平成 26 年度から取り組んでいる NPO 法人等と連携した知識普及事業、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統合・再整備、「e-ラーニング学</p>	<p>・同じ問題に取り組む他の団体にも協力依頼を行った結果、本年度は新たに食品メーカー 1 団体（公益財団法人ニッポンハム食の未来財団）の協力を得ることができた。</p> <p>② NPO法人等との協働事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の知見等を活用し、地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及させ、自己管理能力とQOLの向上を図るための「地域におけるCOPD対策推進事業」を大阪と岡山の2地域で実施した。 ・同事業で行ったCOPD患者の早期発見の取組では、肺年齢測定の結果から医療機関への受診勧奨をした結果、参加者からCOPDの早期発見につながった。 <p>③ e-ラーニング学習システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページに公開した。 		
--	--------------------------	--	--	--	--

習支援システム」の運用及び大気環境対策セミナーなどの事業を着実に推進する。

(4) ホームページを活用する情報提供

ホームページの利点を活かして、機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」で、パンフレット類の内容プラスアルファの情報、機構が開催する講演会等の紹介情報、調査研究等の他の公害健康被害予防事業を通じて得られた最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供する。

また、上記(3)と同様に公害健康被害予防事業の見直しによる新たな普及啓発事業の取組として、ホームページを改修して構築した関連団体等が発信するぜん息・COPDの予防等の情報を掲載するプラットフォーム

			フォームの利活用や、ユーザビリティの向上を着実に推進する。				
--	--	--	-------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 ぜん息患者のアドヒアランスの向上させるために患者教育ができるコメディカルスタッフを養成すること及び予防事業の担い手となる地方公共団体職員の育成は今後の予防事業の実施に不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得る。	同左	96%	98%	98%	99%		予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
研修受講者の所属上長による評価	研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から「研修成果を効果的に	同左	95%	96%	100%	99%		決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	

		活用できている。」などのプラス評価を得る。												
									経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
									経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
									行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
									従事人員数	16	16	16	16	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画 (平成29年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価			
地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。実施に当たっては、研修ニーズ	(1) 効果的な研修の実施 公害健康被害予防事業が置かれている重要な状況として、地方公共団体の実施体制が縮小化してきているということがある。一方、平成26年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援(患者教育)の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を知識の普及等事業と環境保健分野の	<主な定量的指標> 研修受講者及び研修受講者の所属上長による評価 <その他の指標> － <評価の視点> 予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。	<主要な業務実績> (1) 効果的な研修の実施 研修については、従来の事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」(基礎)と、患者教育を行う指導者を育成する「人材育成研修」(専門)に再編・統合するとともに、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修(エキスパートコース)を実施した。 ① 地方公共団体(助成対象地方公共団体数:46団体)が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象とする研修ア. 環境保健分野 (ア) 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得してもらうことを目的として、ソフト3事業研修、保健指導研修及び環境改善研修を実施した。 なお、前年度の受講者アンケートにおいて他の地方公共団体との意見交換の場を設けてもらいたいとの要望を受けて、グループワークを行うなどカリキュラムを見直した。 (イ) 予防事業担当者の研修の受講機会を確保するため、年度当初に研修計画や研修内容を地方公共団体に周知し、計画的に受講ができるよう配慮するとともに、各研修開催前に	<評価と根拠> 自己評価: B 評価理由: 以下のとおり、地方公共団体の予防事業担当者及び地域の医療機関に所属する看護師等を対象に研修を行い受講者から高い評価を得るとともに、受講者に「予防事業人材バンク」への登録を積極的に勧奨したことにより登録者数の増加を図れたことから、自己評価をBとした。 ・地方公共団体のソフト3事業及び大気環境改善事業の担当者を対象とした研修と看護師等を対象とした研修を実施し、参加者満足度については中期計画及び年度計画に掲げた目標を達成した。	評価 B	<評価に至った理由> 予防事業の担い手となる人材の育成をより効果的に行う取組として、研修体系の大幅な統合・再編を実施した。その結果、平成29年度の研修効果は、受講者の評価で5段階評価の上位2段階までの評価が平均98.4%、受講者が職場に戻ってからの所属上長に対する追跡調査(「研修の成果が発揮されているか」)で5段階評価の上位2段階までの評価が98.6%と高い評価を継続している。 また、患者教育及びコメディカル等の専門家を育成する専門研修の効果は、受講者の評価で5段階評価の上位2段階までの評価が平均100%と高い評価を継続している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価してBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項>		

	<p>を把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。</p>	<p>助成事業を中心に行っていくことになる。これらを着実に実施していくためには、ぜん息等の患者の身近で自己管理の支援ができるような人材を的確に育成することが必要不可欠であり、以下に掲げる研修等を効果的に実施する。地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者に対して、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした研修を実施する。</p> <p>また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。</p> <p>これらの研修の内容等を改善し、より効果的に実施していくため</p>	<p>再度案内を行った。</p> <p>（ウ）研修に参加できない予防事業担当者に対し、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページに公開し、地方公共団体に周知した。</p> <p>イ. 環境改善分野 環境改善事業に従事する者を対象に、前年度の受講者アンケート結果及び大気環境改善分野に関する最新の国等の動向等を踏まえ、PM2.5に関する最新の知見、地域における環境改善の取組事例として大気浄化植樹の効果的な実施方法などをカリキュラムに反映して実施した。</p> <p>ウ. 研修受講者による評価 受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者のうち平均98.4パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。</p> <p>また、ソフト3事業の従事者を主な対象とした研修受講者については、研修受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する調査を実施し、「研修成果を効果的に活用できている」ことについて有効回答者のうち平均98.6パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。</p> <p>研修受講者の評価</p> <table border="1" data-bbox="1196 1438 1715 1717"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>上位2段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト3事業研修</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>保健指導研修</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>環境改善研修</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>合計（平均）</td> <td>98.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>所属上長の追跡評価</p> <table border="1" data-bbox="1196 1801 1715 1896"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>上位2段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研修名	上位2段階の評価率	ソフト3事業研修	100.0%	保健指導研修	100.0%	環境改善研修	96.5%	合計（平均）	98.4%	研修名	上位2段階の評価率			<p>・「予防事業人材バンク」への登録者数については、年度計画での目標数を大幅に上回る133名の登録を獲得することができた。</p> <p>＜課題と対応＞ ・「予防事業人材バンク」については多数の登録者を獲得できているが、今後は登録者の活躍の場をどのように展開していくかを検討する。</p>	<p>特になし。</p>
研修名	上位2段階の評価率																		
ソフト3事業研修	100.0%																		
保健指導研修	100.0%																		
環境改善研修	96.5%																		
合計（平均）	98.4%																		
研修名	上位2段階の評価率																		

に、研修生に対するアンケート調査で理解度、研修ニーズ等を把握して、その後のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の研修生から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト 3 事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査も実施し、平均 80%以上の研修生の上長から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得ることを目標とする。

ソフト 3 事業研修	100.0%
保健指導研修	97.7%
合計（平均）	98.6%

② 看護師・理学療法士等を対象とする研修
 ア. 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修
 ・ぜん息・COPD患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、11月に福岡で実施。
 イ. ぜん息患者教育スタッフ養成研修
 ・ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、11月に大阪で実施。
 ウ. 呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修
 ・呼吸リハビリテーションを指導できる専門性の高い指導者を養成するための通年型の指導者養成研修を7月から翌年1月まで東京で実施。
 エ. ぜん息患者教育指導者養成研修
 ・地域で患者教育を指導できる専門性の高い指導者を養成するための通年型の指導者養成研修を、8月から翌年2月まで東京他で実施。
 オ. 研修受講者による評価
 ・受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者の 100 パーセントの方から 5 段階評価で上位 2 段階までの高い評価を得た。

研修受講者の評価

研修名	上位 2 段階の評価率
呼吸ケアスタッフ養成	100.0%
患者教育スタッフ養成	100.0%
呼吸ケア指導者養成	100.0%
患者教育指導者養成	100.0%
合計（平均）	100.0%

(2) ネットワークを活用した人的支援の強化
ソフト3事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化及びぜん息やCOPDの治療の進歩による自己管理支援の重要性の増大に対応するために、平成26年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」に基づく新たな事業として、平成27年度から「予防事業人材バンク」等を開始している。
「予防事業人材バンク」は、ぜん息やCOPDについて高度かつ専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフに登録していただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行うことを支援する仕組みで

(2) ネットワークを活用した人材支援の強化
・地方公共団体のソフト3事業等に従事する講師や指導スタッフに係る「予防事業人材バンク」について、本年度も新たな登録者の募集を行い、133名の登録者を獲得した。また、地方公共団体に対して、実務者連絡会議等の場を通じ同バンクの紹介を行った。

		ある。 「予防事業人材 バンク」への登録 等の推進を積極 的に図り、平成 29 年度における 登録者数を 100 人とすることを 目標とする。				
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-6	関係地方公共団体の事業に対する助成		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 地方公共団体が行う健康診査、健康相談、機能訓練は予防事業の中核をなす事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0263

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%			予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370
									決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544
									経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189
									経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625
									行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264
									従事人員数	16	16	16	16

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価										
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。	環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。 環境改善分野に係る助成事業については、真に	(1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業等を行う関係地方公共団体に助成金を交付する本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。各地域における公害健康被害予防事業の着実な実施を支えるとともに、より効果的、効率的な実施に向けた取組を推進する。 (2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援 平成26年度からの第三期中期目標期間で具現	<主な定量的指標> ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合 <その他の指標> － <評価の視点> 関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。	<主要な業務実績> (1) 予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成 ① 環境保健分野の助成 ・平成29年度も予防事業を実施する地方公共団体の助成要望について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業106(105)百万円、健康診査事業110(109)百万円及び機能訓練事業143(147)百万円のソフト3事業に計360(361)百万円の助成を行った。 ・その結果、ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率を80%以上とする目標を上回る95.1%を達成した。 <table border="1" data-bbox="1196 1037 1718 1268"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康相談事業</td> <td>32,146人</td> </tr> <tr> <td>健康診査事業</td> <td>83,279人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練事業</td> <td>22,588人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>138,013人</td> </tr> </tbody> </table> ② 環境改善分野の助成 平成29年度は、計画作成事業10百万円(10百万円)、大気浄化植樹事業2百万円(1百万円)の助成を行った。 (2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップを図るための積極的な支援 ・新たな助成事業メニューの定着やレベルアップを図るため、地方公共団体との実務者連絡会議(12月開催)、指導調査(9～12月実施)、助成要望のヒアリング(1～2月実施)	事業名	事業参加者数	健康相談事業	32,146人	健康診査事業	83,279人	機能訓練事業	22,588人	合計	138,013人	<評価と根拠> 自己評価： B 評価理由： 以下のとおり、ぜん息患者等を対象とした環境保健分野では、ぜん息の発症予防、健康回復に直接つながるソフト3事業に重点をおいた助成を行うとともに、環境改善分野では、交付要綱の一部改正を踏まえ、地方公共団体と積極的に意見交換を行い、次年度の大気汚染対策のため計画作成事業の実施に繋がったことから、自己評価をBとした。 ・ソフト3事業の実施効果の調査結果とあわせて地方公共団体での取組を事例集として取りまとめ、地方公共団体に配布するとともに、実務者連絡会議において、事例集の活用を勧め、さらに地方公共団体の事業の参考になるよう地方公共団体(2団体)から好事例の紹介を行い、次年度の事業計画策定の参考となるよう情報提供を行った。 ・ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合を80%以上との目標に対し、それを上回る95.1%を達成した。	評価 B <評価に至った理由> 助成事業は、公害健康被害予防事業の大きな柱であるが、制度発足から時間が経過する中で生じた様々な変化に対応するために平成26年度に「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」の抜本的改正を行い、平成27年度から新要綱による新たな助成事業メニューを実施している。 新メニューへの円滑な移行に向けて、地方公共団体との意見交換を重ねて進めてきたこと、地方公共団体の体制整備に資するために研修事業を通じて人材育成を行ったこと等により、新事業メニューへの対応もスムーズに行われ、ソフト3事業の参加者も着実に増加している等、継続して成果を上げている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。
事業名	事業参加者数															
健康相談事業	32,146人															
健康診査事業	83,279人															
機能訓練事業	22,588人															
合計	138,013人															

	<p>必要な事業に限定して実施する。</p>	<p>化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援(患者教育)の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この環境保健分野の助成事業と直轄事業の知識の普及等事業を中心に行っていくことになる。</p> <p>環境保健分野の助成事業の見直しについては、関係地方公共団体等との調整・検討に基づく新たな助成メニューに対応する助成金交付要綱等の改正を行い、平成27年度の助成事業から適用しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、切れ間のないソフト面の支援を積極的に行う必要がある。このため、「グッド・プラクティス」等の積極的な情報提供、地方公共団体が自らが実施するソフト3事業の実施効果を測定・把握するシステムの運用支援、地方公共団体間での情報交換を</p>	<p>及び研修の機会などを通じて、見直し後の助成事業メニューの各地方公共団体における取組状況を共有し、好事例の紹介などを積極的に行うなど、次年度の助成事業の効果的・効率的な実施に向けて積極的に取り組んだ。</p> <p>・ソフト3事業の評価・分析のための「集計・分析システム」を活用し、地方公共団体の協力を得てソフト3事業の実施効果の測定を行い、測定結果については、今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。</p>	<p><課題と対応></p> <p>・実務者連絡会議の開催や事例集の活用を通じて、見直し後の助成事業メニューの定着化を図るとともに、引き続き様々な機会を通じて地方公共団体へのソフト面での支援を積極的に行う必要がある。</p>	
--	------------------------	--	---	--	--

推進する取組等を行う。

これらのことにより、関係地方公共団体によるソフト3事業の効果的な実施を推進することとし、ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率について、平成29年度においては80%以上を目標とする。

(3) 見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進

平成28年度から適用している「計画作成事業(関係地方公共団体が、地域が抱える

大気環境施策上の課題の解決に向けた計画を作成することも助成対象とするもの。)」について、引き続き地方公共団体の活用を推進する取組等を行う。

(3) 見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進

本年度は地方公共団体(2団体)において計画作成事業を実施した。大気汚染の発生源対策などに関して地方公共団体との意見交換を積極的に行った結果、新たに次年度の計画作成事業の実施(1団体)に繋げることができた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-1	助成事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	—	—	—	900万円	900万円	900万円		予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度10人程度	—	16人	24人 (うち、新規採択者10人)	33人 (うち、新規採択者12人)	40人 (うち、新規採択者10人)		経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,738	
評価対象団体数	—	8団体	84団体	140団体	182団体	209団体		経常利益（千円）	—	—	—	—	
概算払い団体数	—	—	—	18団体	33団体	31団体		行政サービス実施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,675	
他の主体との連携会議実施回数	—	—	3回	5回	13回	13回		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
Excel マクロファイル利用率	—	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%							

助成対象分野への重点化	—	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%	98.1%							
海外助成アジア太平洋地域への重点化	—	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%							
これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%							
交付決定処理期間	平均処理期間 30 日間以内	30 日	28 日	27 日	26 日	26 日							
支払申請処理期間	平均処理期間 4 週間以内	28 日	27.7 日	25.4 日	23.7 日	24.4 日							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1)助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の	(1) 助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案	(1)助成の重点化等による効果的な実施 ① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクト	<評価の視点> ・年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか。 <実績に対応する主な定量的指標> ・企業協働プロジェクト実施による助成総額の増加額	<主要な業務実績> (1) 助成の重点化等による効果的な実施 ① 助成対象 ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 221 件(国内案件:174 件、海外案件:47 件)のうち、重点配慮事項の対象活動は、217 件(98.1%)となった。 イ.海外の助成活動 47 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 34 件(72.3%)となった。 ウ.平成 26 年度から発足した「企業協働プロジェクト」の活用により寄付金のうち 900 万	<評価と根拠> 自己評価: B 評価理由:次のとおり、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価を B とした。 (1) ①国際的展開の支援 ・海外における活動への助成は 47 件実施しており、そのうち重点地域であるアジア太平洋地域における助成活動は 34 件(72.3%)となった。	評価	B
<評価に至った理由> 29 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・海外の助成活動 47 件に対して、アジア太平洋地域における助成活動が 34 件(72.3%)を占めており、地域による重点化が図られた。 ・26 年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、(一社)日本釣用品工業会からの寄付の一部(900 万円)を財源として 8 件の助成を実施するなど、運用益によることなく助成規模の拡大が図られ							

<p>政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。</p> <p>その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。</p> <p>(2) 助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への</p>	<p>するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。</p> <p>その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。</p> <p>(2) 助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続</p>	<p>を引き続き推進する。</p> <p>② 将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」(年10件程度の採択を目指す。)を実施する。</p> <p>③ 平成27、28年度に実施した助成方針検討委員会の検討結果を踏まえ、新たな助成メニューを導入し、実施する。</p> <p>(2) 助成先固定化の回避 環境保全活動に取り組む団体の裾野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトリーダー育成人数 ・評価対象団体数 ・概算払い団体数 ・他の主体との連携会議実施回数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 ・支払申請処理期間 ・交付決定処理期間 	<p>円を助成費に充てることにより8件助成を行い、助成規模の拡大を図った。</p> <p>②若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム 今後の環境環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を応募21名の中から10名を採択した。これにより、平成29年度までに育成又は育成対象とした人数は40名(1期生12名、2期生8名、3期生10名、4期生10名)となった。</p> <p>③新たな助成メニューの導入 地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が、継続し、持続的な活動への定着することを支援する制度として、平成29年度より新たな助成メニュー(つづける助成)を開始し、25件総額41百万円の交付決定を行った。</p> <p>(2) 助成先固定化の回避 ・平成29年度の助成金採択に当たり、地球環境基金運営委員会の審議を経て、221件の助成を行い、機構ホームページに公表した。上記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業協働プロジェクトによる助成 環境NGO・NPO活動の量的な充実を図るため、平成26年度から発足した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、平成29年度も引き続き(一社)日本釣用品工業会の寄付による「LOVE BLUE助成」を実施した。寄付金のうち、900万円を助成費に充て、助成総額の拡大を図った。 <p>②若手プロジェクトリーダー育成人数 環境NGO・NPOの組織機能の強化を図るため、今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援する若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを実施している。平成29年度は、応募21名の中から10名の対象者を新たに採択した。これにより今年度対象の2期生から4期生を合わせて28名(既に支援を終了した第1期生を合わせて40名)を支援することができた。</p> <p>(2) これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 環境NGO・NPOの量</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムにおいては、新たに10名の育成支援対象者を採択し、助成事業から賃金を支給し活動に専念させるとともに、振興事業として研修を受講させる等の支援が継続して実施されており、修了者が研修で学んだ知識を活用して自ら作成したファンディング計画により新たな寄付を獲得して新規事業を開始するなど、効果の高い事業が実施された。 ・外部有識者を含む検討会における助成制度の見直しに向けた検討の結果を踏まえて、地域の活動を軌道に乗せ定着させるための新たな助成メニュー(つづける助成)を平成29年度より開始し、25件総額41百万円の交付決定を行うなど、助成事業の効果的な実施を図るための環境整備が実施された。 ・これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成に努め、その結果として全助成件数の20.3%に相当する45件を採択するなど、助成先の固
--	---	---	---	--	--	--

<p>恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。</p> <p>また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以</p>	<p>年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。</p> <p>また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を</p>	<p>を広げるため、新たに「つづける助成」を助成メニューとして追加し、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成（全体の20%を目指す。）に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支払に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。</p>		<p>③のとおり、新たに「つづける助成」を助成メニューとして追加し、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に45件の助成（全助成件数の20.3%）を行った。</p> <p>・助成団体合同説明会の開催 地球環境基金主催の説明会を9箇所、セブーンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を4箇所で開催した。</p> <p>・各種媒体による周知広報 平成30年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、全国の環境NGO・NPOにメール案内を送信した（約2,000件）。また、11月に募集案内を約2,000箇所へ送付するほか、機構ホームページでの案内や、リスティング広告を実施した。</p> <p>また、Twitterや機構ホームページを活用し助成活動について掲載した。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処理に勤めた結果、4週間以内の24.4日で処理することができた。</p>	<p>的な充実を図り、助成対象の裾野の拡大を図るため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない45件（全助成件数の20.3%）の採択を行い、助成全体の2割以上の目標を達成した。</p> <p>(3) 支払申請処理期間 助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金の支払申請の迅速な処理に努めた結果、支払申請書受付から支払までの平均処理期間24.4日で処理し、平均処理期間の目標（4週間以内）を達成した。</p>	<p>定化の回避に向けた取組が実施された。</p> <p>・助成金の支払申請の平均処理期間を4週間以内の24.4日とするなど、迅速な処理が図られた。</p>
---	---	---	--	--	---	--

<p>内とすること。</p> <p>(4)第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。</p> <p>(5)利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行</p>	<p>図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。</p> <p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における</p>	<p>(4)第三者機関による評価を踏まえた対応 助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有(初年度)、中間コンサルテーション(2年度目)、書面評価(3年度終了時)、実地評価(終了の翌年度)等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。</p> <p>(5)利用者の利便性向上を図る措置 ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p>		<p>(4)第三者機関による評価を踏まえた対応 助成活動の成果を向上させるため、平成26年度から再編した新たな評価要領に基づき、事前、中間、事後(書面、実地)と一連の評価を行う新たな評価制度に移行し、平成28年度から新たに継続評価を実施した。平成29年度は評価対象(複数年プロジェクト)となるすべての209助成団体に対して評価を行った。実地評価に関しては、結果の概要を機構ホームページで公表するほか、結果を踏まえ、助成専門委員会への提言を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目 事前目標共有 97 団体 ・2年目 中間コンサルテーション 59 団体 ・3年目 書面評価 46 団体 ・継続評価 1 団体 ・活動終了後 実地評価 6 団体 <p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ①助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 26 日(平均処理期間 30 日以内)で実施した。</p> <p>②平成30年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 E x c</p>	<p>(4) 評価対象団体数 環境NGO・NPO活動の質的な充実を図り、助成活動の成果を向上させるため、平成26年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を順次導入した。平成29年度は、対象となる全ての団体(209団体)を評価し、評価結果のフィードバックや評価専門委員によるアドバイスなどにより助成活動の質の向上、活動の改善を支援した。</p> <p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ①交付決定処理期間 助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 26 日で実施し、平均処理期</p>	<p>・助成活動の成果の向上を目的として26年度に導入した新評価制度に基づき、評価対象となる209団体全ての評価が実施されており、評価専門委員によるアドバイス等による活動内容の改善が図られた。また、助成専門委員会による助成要望の採択がより効率的に行われるように実地評価結果を踏まえた同委員会に対する提言が行われた。</p> <p>・交付決定処理期間の短縮(29年度平均処理期間 26 日)、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便性向上のための措置が講じられた。</p>
---	---	--	--	---	---	--

<p>い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。</p>	<p>個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。</p> <p>③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。</p>	<p>② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。</p> <p>③ 民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行うとともに、助成金説明会等を連携して開催し、より広範な情報提供に努める。</p> <p>④ 助成金の支払事務が適正に行われ、</p>		<p>e1マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。Excelマクロファイルの使用率は93.2%だった。</p> <p>地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。</p> <p>③他の主体との連携・協働の促進</p> <p>ア.地方EPOと、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。また、10月から11月にかけて、地方EPOと協力し、助成金説明会を全国9か所で実施した。</p> <p>イ.環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため、活動報告会を12月7日から9日に東京ビックサイトで開催されたエコプロ2017に地球環境基金ブースを設置して実施した。</p> <p>ウ.各主体との連携を重要課題として掲げ、企業CSR担当者などとの連携会議等により意見交換を行った。</p> <p>④一部概算払いの実施</p> <p>前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年</p>	<p>間の目標(30日以内)を達成した。</p> <p>③他の主体との連携会議実施回数</p> <p>・環境NGO・NPOの地域での連携・協働を促進し、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するため、企業CSR担当者など他の主体との連携会議等により意見交換を行った。(連携会議合計13回)。</p> <p>④概算払い団体数</p> <p>助成金交付団体の利便性</p>	<p>・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等が開催されるとともに、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。</p> <p>・所定の要件を満たす団体(31団体)に対して一部概算払いを実施するなど、利用</p>
---------------------------------------	--	---	--	---	---	--

			<p>計画どおりに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払を実施する。</p>		<p>度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、31 団体（4,292 万円）に対して、助成金 50%を上限に概算払を実施した。</p>	<p>向上を図るため、助成金の一部概算払いを支給要件を満たす 31 団体に対して実施した。</p> <p><課題と対応> 引き続き、助成事業の効果的な実施の観点から、成果や効果の向上に着目した取組や人材育成を視野に入れた活動への支援を実施する。</p>	<p>者の利便向上のための措置が講じられた。</p> <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 助成事業の効率的な実施に向けて、評価制度の着実な実施及びこれにより得られる評価結果のより効率的な活用に努めること。</p> <p><その他事項> (外部有識者コメント) 平成 26 年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 助成事業が、実際に助成を受けている団体のニーズを把握することが次の中期目標期間に向けて大変重要である。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-2	振興事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生との交流事業の実施回数	—	—	—	1回	2回	6回 (大会、ecocon、東北高校生、近畿高校生、四国大学生、関東大学生)		予算額(千円)	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
若手プロジェクトリーダー研修実施回数	各コース年3回	—	1コース3回	2コース6回	3コース9回	3コース9回		決算額(千円)	867,208	916,344	919,493	942,374	
受講者アンケート満足度	「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得る	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%		経常費用(千円)	867,426	916,006	917,973	947,738	
								経常利益(千円)	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト(千円)	696,304	694,207	745,557	780,675	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。</p> <p>また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。</p>	<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。</p> <p>研修事業については、民間団体を支援している他、助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。</p> <p>また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。</p>	<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>助成事業と連携した、若手プロジェクトリーダー研修への重点化(年3コース、3回)を実施する。</p> <p>ユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年2回実施する。</p> <p>調査事業については、民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生との交流事業実施回数 ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 ・受講者アンケート満足度 <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>①調査事業</p> <p>ア 平成 29 年度地球環境基金助成金の要望団体について、要望書の団体情報データを環境NGO・NPO総覧オンラインデータベースに登録し、情報を更新した。</p> <p>イ 海外先進国における環境NGO・NPOの現状と支援制度等についてヒアリング調査を行い、日本との違いやその他実態を把握することで、今後の環境NGO・NPOのあり方と支援方法の今後の検討に活かしていくこととした。</p> <p>②研修事業</p> <p>ア 第3回全国ユース環境活動発表大会を平成 30 年 2 月に開催した。</p> <p>イ 第2回全国ユース環境活動発表大会(H29.2)にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した高校への副賞として2泊3日の国内環境体験プログラムを実施した。</p> <p>ウ 全国大学生環境活動コンテスト(econ2017)に共催として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。</p> <p>エ 地方別の高校生向け、大学生向けのSDGsセミナーを開催し、ネットワークのさらなる拡大に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評定： B</p> <p>評定理由： 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を「B」とした。</p> <p>・学生との交流事業実施回数 平成 27 年度より広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施している。</p> <p>・平成 28 年度より、全国大学生環境活動コンテスト(econ2017)への支援も行っている。</p> <p>・平成 29 年度は、新しい試みとして各地方での高校生や大学生を対象としたSDGsをテーマとしたセミナーを開催した。(東北(高校生)、近畿(高校生)、関東(大</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>29 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <p>・持続可能な社会の担い手を育むことを目的として平成 27 年度に開始した「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の一環として、「全国ユース環境活動発表大会」(環境省・国連大学との共催)を開催し、応募のあった全国 100 高校の審査を地方環境パートナーシップオフィスの協力のもと全国 8 か所で実施するとともに、全国大学生環境活動コンテスト(econ2017)に共催として参画しこれを支援するなどユース世代による環境保全活動に対する支援が実施された。</p> <p>また、平成 29 年度からは新たな取組として高校生及び大学生を対象とした地域別のSDGsセミナーを開催するなど、ユース環境ネットワークのさらなる拡大に向けた取り組みが実施された。</p>

<p>(2) 研修事業の効果的な実施 受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。 また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。</p>	<p>(2) 研修事業の効果的な実施 実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。</p>	<p>(2) 研修事業の効果的な実施 研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるように努める。</p>	<p>オ 今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、若手プロジェクトリーダー研修を7月、10月、1月に3コース計9回実施した(2期3期4期合計28名)。 平成27年度に採択された研修生は3年間のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会(エコプロ2017のメインステージ)において発表した。</p> <p>カ スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修を5ブロック10会場にて実施した。</p> <p>キ 9月下旬に、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、タイにおいて、9日間の環境ユース海外派遣研修を実施した。</p>	<p>(2) 研修事業の効果的な実施 ア 研修の理解度や活用度などを把握するため、開始時、終了時、終了3ヵ月後にアンケートを行うとともに、終了時アンケートにおいて研修に対する受講者の評価を調査したところ、有効回答者のうち96.5%の者から「有意義であった」との評価を得た。</p> <p>イ 平成30年2月に研修受託団体担当者と実務者ミーティングを実施し、振興事業アドバイザーから研修評価のフィードバックを行うとともに、それらを次年度に実施する研修に反映した。</p>	<p>学生)、四国(大学生))(4回実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、7月、10月、1月にフィールド実習を含む3コース計9回実施した(2期・3期・4期合計28名)。平成27年度に採択された研修生は3年間のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会(エコプロ2017のメインステージ)において発表した。 ・受講者アンケート満足度 研修事業では、環境NGO・NPOのキャパシティビルディングを図るため、プロジェクトマネジメント、資金調達、広報戦略、ネットワーク構築等の研修を行い、受講者アンケートの有効回答者のうち96.5%の者から「有意義であった」との評価を得ることができた。 <p><課題と対応> 引き続き、若手プロジェク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトリーダー研修受講者(2期3期4期合計28名)に対して、フィールド実習を含む3コース計9回の研修が実施されるなど、今後の環境保全活動を担う若手人材の育成のための取組が着実に実施された。 ・NPOの事業支援や専門研修を行っている専門家をアドバイザーとして選任し、事前準備や受講者への対応状況等を含めた研修現場のチェックを通じた研修運営団体への指導を実施するなど、研修の効果的な実施に向けた取組が実施された。結果として、受講者アンケートにおいて「有意義であった」との評価が有効回答者中96.5%と高い評価を得るなど、効果の高い事業が実施された。 <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p>
--	---	---	--	--	---	---

					<p>トリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業の実施に努めつつ、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について引き続きその効果的な実施を図るとともに、ユース世代による環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。</p> <p><その他事項> (外部有識者コメント) 環境活動を担う人材の高齢化は様々なNPOでも抱える問題であり、若手の育成ということを積極的にされていることは非常に重要である。 平成26年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 NPOの経営が、助成金をもらい続けなければいけないという考え方だと広がっていかないし継続しない。他のNPOに出かけて行ってそのNPOの経営にアドバイスするような考え方ができないと内部だけで研修してもなかなかうまくいかないのでは。若手を育てるという考え方は非常に重要である。</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-3	地球環境基金の運用等について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第15条
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 厳しい経済状況の中、企業・団体等からの大口寄付を獲得すること（寄付の獲得に向けて様々な取組を実施）	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	—	新たな寄付の獲得	1社 (10,000千円)	3社 (12,000千円)	6社 (14,500千円)	5社 (18,500千円)			予算額(千円)	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622
ポイント寄付提携カード数	—	前中期計画最終年度の実績数(7カード)	7カード	9カード	10カード	10カード			決算額(千円)	867,208	916,344	919,493	942,374
募金システム数	—	前中期計画最終年度の実績数(1システム)	3システム	3システム	3システム	3システム			経常費用(千円)	867,426	916,006	917,973	947,738
広報・募金活動分野数	—	前中期計画最終年度の実績数(5分野)	5分野	5分野	5分野	5分野			経常利益(千円)	—	—	—	—
寄付件数(計画値)	前中期計画期間の実績数の平均	755.2件 (3,776件÷5年)	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件		行政サービス実施コスト(千円)	696,304	694,207	745,557	780,675
寄付件数(実績値)	—	—	874件	899件	821件	789件			従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5
達成度	—	—	115.73%	119.04%	108.7%	104.5%							

寄付額 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	47,524.2 千円 (237,621 千円÷ 5 年)	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円						
寄付額 (実績値)	—	—	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円							
達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%							
基金の運用額 (計画値)	—	年度計画予算 における計画額	210 百万円	201 百万円	173 百万円	147 百万円							
基金の運用額 (実績値)	—	—	212 百万円	210 百万円	174 百万円	147 百万円							
達成度	—	—	100.95%	104.48%	100.58%	100.00%							

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。また、地球環境基金の運用につ	地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに	地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、様々な広報媒体や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額 ・ポイント寄付提携カード数 ・募金システム数 ・広報・募金活動分野数 ・寄付件数 ・寄付額 ・基金の運用額 <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>年度計画に定められ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【地球環境基金を取り巻く状況】</p> <p>企業協働プロジェクト等に係る寄付受入を除き、地球環境基金への大口寄付(年間100万円以上)は、平成18年度の8社をピークに減少、平成28年度以降は0社となった。また、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得も企業独自の展開とは別に寄付を行うことに理解を得ることが難しい状況にある。</p> <p>大口寄付が減少している主な要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること ・地球環境基金への寄付は、受けた寄 	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由：</p> <p>地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中であって、以下のとおり、企業協働プロジェクトによる寄付獲得額が前年度を上回ったほか、寄付件数も計画値を上回るなど、総合的に前年度と同等程度の結果を得られたことから、自己評価をBとした。</p>	評価	B
						<p><評価に至った理由></p> <p>29年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p>	

<p>いて、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。</p>	<p>に、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。</p> <p>また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。</p>	<p>について更なる広報に取り組み、サポーターの増加に努める。</p> <p>一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得よう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むとともに、当面は、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得に重点を置く。</p> <p>なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析した上で、その増加に努める。</p> <p>また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。</p>	<p>た各項目に対して、適切な取組が行われているか。</p>	<p>付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、寄付を行った企業の貢献度が見えにくいことなどの状況に変わりがないため。</p> <p>(1)広報・募金活動等 地球環境基金事業の取り組みや意義等、認知度向上に資する周知活動を行うとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーターのほか、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本 de 寄付）などについて積極的な周知活動を行った。また、昨年度に続き、他部門との連携を図った周知を行った。</p> <p>環境イベント等でのブース出展を通じて助成活動を来場者に対して実際に紹介することで事業への理解促進を図った。</p> <p>地球環境基金企業協働プロジェクトに参画している業界団体に対して成果及び効果報告を行い、寄付の獲得に努めた結果、昨年度から増額して寄付を受け入れることができた。</p> <p>(2)基金の運用 運用方針に従い、基金の安全な運用に努めつつ、市場金利の著しい低下を考慮した運用を図った。</p>	<p>(1)広報・募金活動等 ・地球環境基金に対する寄付が減少、東京2020に関連した特別助成に対する寄付の同意も困難な状況にあるなど、地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中、地球環境基金事業の認知度向上に資する広報に努め、地球環境基金企業協働プロジェクトに参画している団体より活動に対する評価を得て増額して寄付を受け入れることができた。</p> <p>・また、全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）の実施に当たっても、事業に対する理解を得て、地球環境基金企業協働プロジェクトの枠組みを利用した寄付を前年度に続いて4社から受け入れることができた。</p> <p>・結果、前年度を上回る寄付金額を受け入れることができた（23,359千円、対前年度比111.0%）。寄付件数は前年度を下回ったものの、第2期中期目標期間最終年度の件数と同じ789件の寄付を受け入れることができ、同期間中の件数(3,776件（年平均755.2件））を上回るペースを維持している。</p> <p>(2)基金の運用 ・市場金利の著しい低下が続く中、資金の安全性を確保した上で、市場の状況も考慮した運用を行った。</p> <p><課題と対応></p>	<p>・「地球環境基金企業協働プロジェクト」制度を活用した寄付先である（一社）日本釣用品工業会から、金額を増額して引き続き寄付を受け入れるとともに、「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の実施に当たって前年度に引き続き企業4社から寄付を受け入れるなど、企業等からの寄付獲得のための取組が実施された。</p> <p>・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地球環境基金事業の紹介や、「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」に関する広報を実施するとともに、環境イベント等でのブース出展を通じて助成活動を来場者に対して実際に紹介することで事業への理解を図った。なお、メディア活用で経費が発生するものについては費用対効果を含めた効果検証が引き続き必要である。</p> <p>・厳しい経済状況の中ではあるが、結果として、昨年度を上回る寄付金額を受け入れることができた（23,359千円、対前年度比111.0%）。また、寄付件数については、昨年度を下回ったものの、第二期中期計画期間最終年度の件数と同じ789件の寄付を受け入れており、同期間中の件数（3,776件（年平均755.2件））を上回るペースを維持している。</p> <p>以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評定とし</p>
-----------------------------------	---	--	--------------------------------	---	---	--

					<p>寄付者からの「寄付先のみ見える化」等の要望に対応するため、地球環境基金の助成先の一つひとつの事業活動について効果的な広報に努める。</p> <p>また、地球環境基金への大口寄付が減少している中、地球環境基金企業協働プロジェクトに対する企業の参画を得るため、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、地球環境基金企業協働プロジェクトに参画を得るための周知を継続する。</p>	<p>た。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。</p> <p><その他事項></p> <p>（外部有識者コメント）</p> <p>助成事業を続けていくためにはパイを確保することが重要であるが、寄付金が莫大に増える見込みはないため、環境省においてどのように公的な財源を確保するか考えていただく必要がある。</p>
--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号180 平成30年度基金シート 基金シート番号30-004

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% ($\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}$)	100% ($\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}$)	100% ($\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}$)	100% ($\frac{3,840 \text{ 件}}{3,840 \text{ 件}}$)		予算額（千円）	3,092,992	3,134,794	3,051,672	3,042,118	
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年5回 (四半期+決算)	5回	5回	5回	5回	5回		決算額（千円）	2,233,092	2,269,199	1,953,608	1,964,922	
		—						経常費用（千円）	2,233,054	2,268,968	1,953,743	1,965,622	
		—						経常利益（千円）	—	—	—	—	
	—	—						行政サービス実施コスト（千円）	2,173,590	2,168,696	1,944,671	1,953,254	
		—						従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、</p>	<p>環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請（軽減事業では四半期ごと及び振興事業では年1回）及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年5回）する。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数、助成対象実施の実施状況等の公表回数</p> <p>＜その他の指標＞ －</p> <p>＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>軽減事業については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で平成29年5月11日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して助成金の交付を行った。</p> <p>また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。</p> <p>振興事業については、交付申請を審査の上で交付決定を行い、事業実施後は実績報告書を審査し、事業の採択状況を機構ホームページで公表した。</p>	<p>＜評価と根拠＞ 自己評価：B 評価理由： 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請（3,840件）に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。</p> <p>本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、年5回機構ホームページで公表した。</p> <p>＜課題と対応＞ PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施する。</p> <p>本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。</p> <p>30年度より、都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係る代執行事業に係る手続きを着実かつ適正に実</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>＜評価に至った理由＞ 軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払い申請（3,840件）に対して、全件適正に処理し助成金を交付したことや、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表したことから、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施するPCB廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施されるようにしていただきたい。</p> <p>＜その他事項＞ 特になし。</p>	

	これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。				施する。	
--	--	--	--	--	------	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% ($\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}$)	100% ($\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}$)	100% ($\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}$)		予算額（千円）	289,772	282,586	295,973	281,755	
積立金の運用額	年度計画予算における実績額 -	-	(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円 (実績額) 273 百万円		決算額（千円）	210,646	209,315	237,427	269,748	
	-	-						経常費用（千円）	325,171	313,140	301,607	299,533	
	-	-						経常利益（千円）	-	-	-	-	
								行政サービス実施コスト（千円）	18,107	14,131	22,018	20,407	
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。</p>	<p>本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年 1 回 3 月末に通知する。</p>	<p><主な定量的指標> 積立者に対する運用状況等の情報提供率、積立金の運用額</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立及び取戻し、利息の払渡しについて適切に対応し、最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞なく行うとともに、最終処分場設置者に対し維持管理積立金の利息額通知を平成 30 年 3 月末に送付した。</p> <p>維持管理積立金の運用については、安全性を最優先に、最終処分場の埋立終了当に伴う取戻しに対応するため、資金需要を考慮して預金による短期運用と、債券による中・長期運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 自己評定：B</p> <p>評定理由： 本積立金の運用については、安全性の確保を最優先に、効率的な運用に努めた結果、273 百万円の利息を得た。 資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に平成 29 年度運用利息額の通知を平成 30 年 3 月末に送付した。</p> <p><課題と対応> 維持管理積立金の積立及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を適切に行う。 維持管理積立金の運用については、資金の安全性確保を最優先に、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額(260 百万円)を上回る運用収入(273 百万円)を確保している。また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

						<p>性質から、取戻請求に対応することを踏まえ、運用可能な資金を把握、想定を超える資金需要にも対応できるよう考慮の上で、預金による短期運用と、中～長期の債券を組み合わせた効率的な運用を行う。</p> <p>資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。</p>	
4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害者の迅速な救済が求められているため。 難易度：「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請（症例）に応じて適確な資料を収集する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号 0267 平成30年度基金シート 基金シート番号 30-005

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養中の申請から認定等決定までの処理日数	前中期目標期間中より短縮	151日 （前中期目標期間中の処理日数）注1)	116日 注2)	106日 注2)	98日 注2)	96日 注2)			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919
									決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793
									経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899
									経常利益（千円）	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107
									従事人員数	43	43	43	43

注1) 前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。</p> <p>(2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。</p>	<p>(1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。</p> <p>また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口に情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。</p> <p>(2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係</p>	<p>(1) 認定等の迅速かつ適正な実施</p> <p>申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られるようにすることなど、療養中の方々からの認定申請について、特異な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測については、環境省他関係機関と連携を図りながら迅速化に努め、着実に実施する。</p> <p>また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口に随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ適正な支給</p> <p>救済給付の請求に関する案内資料について、より分かりやすくなると見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行わ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>(1) 認定等の迅速かつ適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養中の方の認定申請について、特異事例を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前中期目標期間の平均処理期間 151 日 ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115 日 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の支給までの処理期間 <p><評価の視点></p> <p>(1) 認定等の迅速かつ適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。 <p>(2) 迅速かつ適正な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 認定等の迅速かつ適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養中の方の申請受付から認定等決定までの平均処理日数は石綿繊維計測等の特殊事例を除き 96 日(前年度実績 98 日)であった。 ・申請受付件数が前年度比で 10.0%増加(平成 28 年度 1,081 件→平成 29 年度 1,189 件)する中、診断が非常に困難とされる肉腫型中皮腫の症例においても、前年度を上回る件数について申出前から医療機関に病理標本の提出を求める(平成 28 年度 105 件→平成 29 年度 118 件(前年度比 12.4%増))など、申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求めて判定申出を行ったことなどにより、1回の医学的判定で結果が得られた割合は 61.7%となり、ほぼ前年度(63.0%)並みの実績を維持した。 ・労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件を精査し、厚生労働省に 125 件の情報提供を行った。 <p>(2) 迅速かつ適正な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適正な支給に係る以下の取組を進め、適切な支給を行った。 <ul style="list-style-type: none"> i) 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者について、医療費請求等の業務が円滑に行われるよう、医療費請求に必要な書類について整理したチェックリストを作成して被認定者に送付する取組を開始した。 ii) 時効により救済給付の請求ができなくなることの防ぎ、早めに手続が行われるように 	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：A</p> <p>評定理由：</p> <p>(1) 認定等の迅速かつ適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付件数が前年度比で 10.0%増加する中においても、①申出前から医療機関に病理標本等の資料提出を積極的に求めたこと、②追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底したこと、③申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、石綿健康被害判定小委員会審査分科会等の回数やスケジュールを調整してもらうよう努めたことなどの期間短縮に向けた取組によって、石綿繊維計測等の特殊事例を除く平均処理日数は 96 日(前年度実績 98 日)を達成し、前中期目標期間の平均 151 日と比べて期間短縮(36.4%減)が図られている。 <p>(2) 迅速かつ適正な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者への医療費請求の案内用チェックリストの作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。 ・救済給付の支給について 	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。特に、療養中の石綿健康被害者に 1 日でも早く安心して医療サービスを受けていただくためには、期間短縮に向けた取組が重要である。</p> <p>平成 29 年度においては、申請受付件数が前年度に比べ増加(1,081 件→1,189 件：10.0%増)する中、環境大臣への医学的申出前から、医療機関に病理標本等の提出を求めたこと等により、1回の医学的判定で結果が得られた割合が前年度同等の 61.7%(前年度 63%)となった。こうした期間短縮に向けた取組の結果として、療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測等の特殊事例を除き 96 日(前年度実績 98 日)に短縮され、前中期目標期間と比べても大幅な期間短縮(151 日→96 日：36.4%減)が図られている。</p> <p>労災保険制度の対象となり得る申請については、申請者の同意を得て労災保険窓口へ情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図っている。</p> <p>また、被認定者への医療費請求に係るチェックリストの作成や手続方法の再案内を行うなど、迅速な支給を図るための取組を行っており、救済給付の支給に係る期間は、前中期目標期間の平均と比べて期間短縮(療養手当(初回)支給までの</p>	

	<p>る事務処理を迅速かつ適正に行う。</p>	<p>れるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。 また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p>		<p>するため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費(償還)の請求を行っていない場合は再案内を継続実施。 iii) 業務継続計画の非常時優先業務である療養手当(継続)の支給について、実施訓練の結果を踏まえ、療養手当支払手順書(非常時用)の見直しを行う等、非常時の対応についてより確実なものとした。 iv) ・認定を更新した被認定者について、更新時に提出された申請資料から経過観察のみの状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況を確認するため、対象者に対して文書を発出した。</p>	<p>は、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。(療養手当(初回)の支給までの処理期間：前中期目標期間平均 23 日→平成 29 年度 17 日(26.0%減)) ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。</p> <p><課題と対応> (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得</p>	<p>処理期間：23 日→17 日：26.0%減)が図られている。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られていると認められるため、A 評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	-------------------------	---	--	--	---	---

						<p>られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ適正な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。 	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第47条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919
									決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793
									経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899
									経常利益（千円）	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107
									従事人員数	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成29年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。	<主な定量的指標> 特別拠出金の徴収率 <その他の指標> — <評価の視点> ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。	<主要な業務実績> 特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主からの延納申請（4期に分納）を受け付けたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由：徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施していることから、自己評価をBとした。	評価 B <評価に至った理由> 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、全ての特別事業主より確実に徴収を行うことができおり、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、着実な徴収を行う必要がある。 <その他事項> 特になし。	

						<p><課題と対応> 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第79条の2 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回		決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								従事人員数	43	43	43	43	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。</p> <p>(2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。</p>	<p>(1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。</p> <p>(2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。</p>	<p>(1) 保健所等への情報提供 各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。</p> <p>(2) アンケート調査 救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加しており、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院 (22.5% 増) となった。</p> <p>(1) 保健所等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国 7 ブロック (参加数 250 名) で、また、県単独での開催の要望があった 4 県 (参加者 51 名) において、説明会を開催した。 地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象として、専門医及び機構職員より救済制度に関する説明を行い、石綿関連疾患、救済制度及び申請 (請求) 手続の周知を図った。(4 県 5 研修会：参加者 272 名) <p>(2) アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。 アンケート調査の結果から、①被認定者の受診や医療費請求手続の円滑化を進める観点からも、医療機関への制度等の周知を継続する必要があること (制度利用アンケート)、②指定疾病の診断・治療に関する知見の普及・向上を図ること、また、診断・治療に関する知見や専門医・専門医療機関に関する情報の提供を充実させることが求められていること (制度利用アンケート)、③被認定者等における制度の認知経路から、医療関係者への周知と一般広報の両面から周知を進める必要が認 	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：A</p> <p>評価理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 (請求) の受付や申請者等からの相談対応等に携わる保健所担当者等を対象とする全国 7 ブロックにおける説明会の開催、地方公共団体からの要望に応じた個別説明会の開催、地方公共団体が主催する研修会における講演 (制度・手続等の説明)、指定疾病の診断・治療に携わり申請 (請求) に際して判定のための診断書の作成や診断の根拠となる医学的資料の提供元となる医師・医療機関等へのパンフレット及び手引き等の提供・配布、医師会主催研修会における講演 (制度・手続等の説明) 及び講師 (指定疾病等に関する解説) の派遣等により、制度や手続の周知に堅実に取り組んだ。また、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得、指定疾病に関連する医学会において、制度、石綿関連疾患及び医学的判定の考え方等を周知するためのセミナーを開催したほか、中皮腫の診断方法の一つである細胞診について、細胞検査士を対象とする実習研修会を実施して細胞診の普及と診断精度の向上に 	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>申請の窓口となる保健所等の担当者に対して、石綿による健康被害に係る必要な知識等の向上を図るため、保健所説明会を実施するとともに、地方公共団体主催研修会において、医療関係者や地方公共団体担当者を対象に、石綿関連疾患や石綿救済制度に係る講演を行うなど、積極的な情報提供を行った。また、医師・医療機関等に対して、申請手続等に係る手引きやパンフレット等の提供のほか、医療専門誌やウェブサイト等により申請手続等の周知を実施するとともに、地域の開業医等へも制度等の周知を図るため、地域の医師会と連携し、医師向け研修会を実施した。</p> <p>さらに、学会セミナー及び中皮腫細胞診断実習研修会の開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図るとともに、肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の計測精度の均てん化を図るための精度管理事業を実施するなど、医療従事者に対し医学的判定で得られた知見の還元等を行うことができた。</p> <p>中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、医療関連団体等の協力を得ながら、「石綿による肺がん」について医療現場への重点周知を図るとともに、環境省・厚生労働省とも連携し、幅広い医療従事者等に対し石綿救済制度及び労災保険制度に係る周知を行い、制度の円滑化に努めた。</p> <p>以上により、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施し、中期計画の所期の目</p>

<p>(3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。</p>	<p>(3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。</p>	<p>(3) 医療機関等への申請手続等の周知申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。</p>		<p>められること（被認定者（療養者）アンケート、未申請死亡者遺族アンケート、施行前死亡者遺族アンケート）、医療現場における申請の勧奨等に結びつける上で、看護師等への周知に更に取り組み余地があること（学会セミナーアンケート）等が示唆された。周知広報等に反映する。</p> <p>(3) 医療機関等への申請手続等の周知 ①救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえた取組 ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力 医療機関等が加入する四病院団体協議会所属の3団体に協力を依頼し、一般社団法人日本病院会（会員約 2,500 病院）においては、同会のホームページ及び会員メールを活用して、石綿による肺がんにも触れながら救済制度の周知を行った。 都道府県がん診療連携拠点病院（434 か所）連絡協議会情報提供・相談支援部会及び東京都がん診療連携協議会（38 組織）担当者連絡会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行った。 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会（会員約 5,700 人）に協力を依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度のパンフレットを同封し送付した。 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにお知らせを掲載し、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。看護師が加入する日本看護協会（会員約 80 万人）にも協力依頼を行った。 ・「石綿による肺がん」の重点的な周知 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、新たに石綿による肺がん周知のチラシを作成し、医療機関等に配布するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。</p>	<p>努めるとともに、石綿による肺がんの医学的判定の基準の一つである石綿小体の計測について、一定の計測技能を有する機関の検査技術等の協力を得て石綿小体計測精度の確保・向上等に継続して取り組む等、指定疾病の診断や医学的判定に関わる検査、計測の標準化に注力した。 これら、従来からの取組を継続したことに加え、平成 28 年 12 月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本医療社会福祉協会等の協力を得、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請求）手続に関する情報発信等に、次のとおり取り組んだ。 ①都道府県がん診療拠点病院への情報発信 都道府県がん診療連携拠点病院（434 か所）連絡協議会の協力を得て、同協議会情報提供・相談支援部会において、機構より救済制度の概要を説明するとともに、石綿と健康被害、石綿による肺がんに係るパンフレット等を提供した。また、国立がん研究センターがん情報サービス医療関係者向</p>	<p>標を十分に達成しているものの、取組の成果が目標を上回る制度運営の円滑化に寄与したものと認められないため、B 評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後も、看護師や医療ソーシャルワーカーも含め医療従事者・医療機関等に対する制度や申請手続き等の周知を推進する必要がある。また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	--	--	--	---	--	--

<p>(4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、</p>	<p>(4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた</p>	<p>(4) 調査・情報収集の実施 環境省等とも連携して、中長期的</p>		<p>医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」(医師、看護師等の会員数約 70 万人)において、制度や石綿による肺がんに関する記事の掲載及び機構の特設ウェブサイトにリンクさせたバナー等を配置し、呼吸器内科医師に対して効果的に周知を行った。(2/13～3/30 10,000 件配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による医療機関への広報 環境省、厚生労働省と連携し、救済制度の他、労災保険制度の内容を含むリーフレットと石綿による肺がん周知のチラシ(1,159,980 部)を医療機関(38,666 か所)に配布した。(12月) ・申請負担軽減対策 申請に係る負担軽減のため、申請者が作成する申請(請求)書類の様式について電子化を図り、機構ホームページに公開した。 <p>② 申請等に係る手引等の送付 申請等に係る医学的資料の作成実績がある医療機関及び地域がん診療連携拠点病院等 1,713 か所のほか、保健所 524 か所、地方公共団体 144 か所、環境省地方環境事務所 11 か所の計 2,392 か所に対して医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。</p> <p>③ 医師会主催研修会 地域の開業医等に関して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。</p> <p>④ 医療専門誌 「MMJ 毎日メディカルジャーナル」において、制度に関する広告掲載をし、「日本医師会雑誌」に石綿の健康リスクについて専門医による記事を寄稿した。</p> <p>(4) 調査・情報収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的としてデータの集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するば</p>	<p>けサイトに掲載された上記部会の開催録に、機構ホームページのパンフレットへのリンク設定をした。</p> <p>②一般社団法人日本病院会 会員病院への情報発信 一般社団法人日本病院会(会員約 2,500 病院)の協力を得て、石綿による肺がん周知のチラシを同会ホームページに掲載するとともに、機構ホームページの各種パンフレット等にリンク設定をした。また、会員病院へ、石綿による肺がん周知チラシをメールで配信した。</p> <p>③医療ソーシャルワーカーへの情報発信 公益社団法人日本医療社会福祉協会(会員約 5,700 人)の協力を得て、会員向け協会ニュース発送に際し、救済制度の紹介リーフレットを同封した。(計 5800 部)</p> <p>④関係医学会、専門医等への情報発信 日本肺癌学会及び日本癌学会の協力を得て、両学会のホームページに、バナー広告(石綿、石綿関連疾患及び石綿健康被害救済制度の概説ページにリンク)を掲載した。</p> <p>また、一般社団法人日本呼吸器学会及び特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会の協力を得て、両学会のホームページに、救済制度を紹介するお知らせ(機構ホームページの制度概説ページ、石綿による肺がんリー</p>	
--------------------------------------	--	---	--	---	--	--

<p>救済制度の運営状況の公開を図ること。</p>	<p>業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。</p> <p>(5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。</p> <p>(6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。</p>	<p>視点を踏まえ、被災認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。</p> <p>また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。</p> <p>(5) 医療機関等への知見の還元等 診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。</p> <p>(6) 救済制度に関する情報の公開 救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。</p>		<p>く露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療機関等に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。 <p>(5) 医療機関等への知見の還元等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中皮腫の診断に係る細胞診断について、細胞検査士等の診断技術の向上を図るため、3地区で中皮腫細胞診実習研修会を実施した。(7月：関西、9月：九州、2月：関東) ・石綿による肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の測定精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。 ・医師等を対象に、石綿関連疾患及び制度の周知のため、医師向けセミナー等を15回実施した(参加数1,499名)。 ・新たな取組として、海外における石綿関連疾患に関する知見を得るため、海外専門家を招聘し、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会の医師、環境省及び厚生労働省等の関係者を対象に講演会を2回実施した。 <p>(6) 救済制度に関する情報の公開 申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表した。一部は報道発表を行った。</p>	<p>フレットヘリンク)を掲載した。</p> <p>⑤ 労災保険指定医療機関への制度周知 環境省、厚生労働省との連携により、石綿による健康被害に係る救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレットを医療機関(38,666か所)に配布した。(計1,159,980部)</p> <p>以上のとおり、従来からの取組を堅実に継続したことに加え平成29年度から開始した更なる周知の取組の積み重ねを通じ、その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加し、基準値とした1,452病院に対し、平成29年度の実績は1,778病院(22.5%増)となっており、迅速かつ適正な認定・支給等に反映されていると考えられる。</p> <p><課題と対応> 医師・医療機関のほか看護師や医療ソーシャルワーカーも対象とし、引き続き制度や申請手続の周知に取り組む。</p>	
---------------------------	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-4	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第79条の2 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に実施していく必要があるため。 難易度：「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知していくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

広報の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路線 ・石綿関連業界専門誌 2 誌 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 28 紙 ・車内広告 17 路線 ・関西主要 4 駅における大型広告 ・石綿関連業界専門誌 38 誌 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 6 紙 ・従来の媒体による広報に加え、全国テレビ CM (地上波 62 局・BS 5 局) を実施 ・全国地上波 45 局パブリシティ ・交通広告 20 路線 ・全国ネットラジオ 34 局 ・特設サイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ 8 局 ・石綿関連業界専門誌 6 誌 ・院内ビジョン 719 病院 ・故藤本義一氏によるポスター等を作成し 1,618 か所の医療機関及び 529 か所の保健所等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 4 紙 ・全国テレビ CM (地上波 49 局・BS 5 局) を実施 ・全国地上波 42 局パブリシティ ・交通広告 2 路線 ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブサイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ 1 局 ・院内ビジョン 225 か所 ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,654 か所の医療機関及び 682 か所の保健所等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 9 紙 ・全国テレビ CM (地上波 37 局、BS1 局) ・全国地上波 24 局パブリシティ ・ラジオ 1 局 ・特設サイト ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,713 か所の医療機関及び 679 か所の保健所等に配布 	<p>予算額 (千円)</p> <p>4,865,773</p> <p>4,993,158</p> <p>4,960,848</p> <p>4,487,919</p>
無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル)	4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件	6,214 件	<p>決算額 (千円)</p> <p>3,437,835</p> <p>3,918,128</p> <p>4,047,712</p> <p>4,328,793</p>
						<p>経常費用 (千円)</p> <p>3,459,627</p> <p>3,921,107</p> <p>4,048,762</p> <p>4,338,899</p>
						<p>経常利益 (千円)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
						<p>行政サービス実施コスト (千円)</p> <p>3,175,141</p> <p>3,593,660</p> <p>3,699,836</p> <p>3,949,107</p>
						<p>従事人員数</p> <p>43</p> <p>43</p> <p>43</p> <p>43</p>

※1) 今中期目標期間初年度件数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。</p> <p>(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。</p>	<p>(1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。</p> <p>(2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。</p>	<p>(1) 制度に関する広報等前年度に実施した広報事業の成果のほか、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。</p> <p>(2) 制度等に関する相談等申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル) <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 制度に関する広報等 これまでの広報実績から広報効果の高かったテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分し、中皮腫で亡くなった藤本義一氏のCM等による広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙 (読売、朝日、日経)、ブロック紙 (北海道、東京、北陸中日、中日、西日本) 及び地方紙 (神戸) 9紙 ・全国テレビCM (地上波 37 局、BS 1 局) ・全国地上波 24 局パブリシティ (番組内において制度紹介) ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブサイト <p>(2) 制度等に関する相談等 一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料電話相談件数 6,214 件 (基準値 4,832 件に対し 28.6%の増) ・地方自治体との共催による一般住民向け説明・相談会 (3回 堺市、横浜市、奈良県)、 ・医師会等の後援による、一般住民向け説明・相談会を実施 (1回 沖縄県)。 	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：A</p> <p>評価理由： 以下のように、テレビCMや新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだことを通じ、無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル) は、基準値とした平成 26 年度の 4,832 件に対し、28.6%増の 6,214 件の実績が得られた。申請 (請求) 件数の増 (26 年度 920 件に対し平成 29 年度は 29.2%増の 1,189 件、また、平成 28 年度 1,081 件に対しては 10%の増) にも反映されたものと考えられる。これらことから、自己評価を A とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近 2 年間で実施した各種広報媒体を活用した広報における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM (全国地上波 37 局・BS 放送 1 局)、テレビ番組パブリシティ (全国地上波 24 局) 及び新聞 (全国紙 3 紙ほか) を使って、平成 24 年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起 	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>石綿健康被害救済法によって救済されるべき方が、適切に申請等を行い、迅速に救済されるためには、国民全体に幅広く制度を継続して周知していくことが重要である。</p> <p>平成 29 年度では、過去 2 年間で最も広報効果の高かったテレビCMと新聞広告に重点を置くことで、効率的に制度の認知度を高める広報を実施した。また、無料電話相談 (石綿救済相談ダイヤル) により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は中期目標期間の期初 (平成 26 年度) と比べ大幅に増加 (4,832 件→6,214 件：1.29 倍) し、前年度件数 (5,648 件) と比べても増加 (1.1 倍) している。申請件数においても中期目標期間の期初 (平成 26 年度) と比べ大幅に増加 (920 件→1,189 件：1.29 倍) し、前年度件数 (1,081 件) と比べても増加 (1.1 倍) しており、適切な媒体を活用した効果的な広報の取組が引き続き実施されたと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか注視する必要がある。</p>	

					<p>用して、全国規模の広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、広報対象地域を人口が多い首都圏、関西圏に重点をおきつつ、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の実績は6,214件となった。これは、平成28年度の実績5,648件に比し10.0%の増、基準値である中期目標期間の期初（平成26年度）の実績4,832件に比し28.6%の増となっている。 ・申請（請求）件数では、平成28年度の実績1,081件と比べ、1,189件（10.0%増）、中期目標期間の期初（平成26年度）の実績920件と比べ、1,189件（29.2%増）と増加しており、相談件数の増加が、申請（請求）件数の増加に反映されたものと考えている。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き救済制度の周知を推進し、救済制度の認知度を向上させる。 ・3か年に実施した広報の結果を踏まえ、効果の高い制度周知に取り組む。 	<p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								従事人員数	43	43	43	43	

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報を適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	<p>(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。</p> <p>(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。</p>	<p>(1) 認定・給付システムの運用等 認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。</p> <p>(2) 個人情報の保護等 職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。 また、改正独立行政法人個人情報保護法の施行に合わせて、申請者等の個人情報を適切に管理する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標> 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率</p> <p><評価の視点> ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 認定・給付システムの運用等 情報セキュリティを確保しつつ、システム担当者による定例会を毎月開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用を行った。また、システムを活用して、毎月審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。</p> <p>(2) 個人情報の保護等 ・石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿情報セキュリティ委員会において決定した下記の取組の進捗状況について、同委員会に報告を行うとともに、引き続き継続して取り組むことについて了承を得た。 ①過去の個人情報の漏えい事案に関する情報の集約化と共有 ②ヒヤリハット事例の集約化 ③システム活用によるリスク低減に向けた検討 ③不要な個人情報の削除 ・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に研修を実施した。 ・セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者等の職員を「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加させた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価： B</p> <p>評価理由： ・認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。 ・個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会において策定した対策を順次実施し、また石綿救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>・引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>認定・給付システムの運用にあたり、システム担当者間における情報共有やインターネットからの遮断など、引き続きシステムの安定的運用及び情報セキュリティの確保が図られているほか、システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。</p> <p>また、救済業務に携わる全職員に対する個人情報保護及び情報セキュリティに係る研修の実施のほか、石綿情報セキュリティ委員会決定の下、外部専門家を加えての漏洩リスク低減に向けた検討調査の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティの確保のための対応が適切に図られている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保のための対応を図っていく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-6	救済制度の見直しへの対応		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
環境省との意見交換会の実施の有無		有	有	有	有	有		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								従事人員数	43	43	43	43	

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応を行う。	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> 環境省との意見交換会の実施の有無</p> <p><評価の視点> ・情報提供が適切に行われているか。 ・見直しの結果を受けて、適切な実施に</p>	<p><主要な業務実績> 救済小委員会の指摘事項に対して、関係機関とも連携を図りながら以下の取組を行った。 （1）石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務の実施 ・報告書において、「介護等の実態の詳細については必ずしも把握できていないとの指摘があり、被認定者の介護等について実態調査を行うべきである。」と提言されたことを受けて、被認定者の介護等の実態について把握する業務を環境省から委託を受け実施した。</p>	<p><評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ●平成 28 年 12 月に救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 環境省と制度運用を含めた意見交換を定期的に実施し、情報収集に努めているほか、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、石綿救済制度の被認定者の介護等の実態に係る調査を実施するとともに、呼吸器関連の学会や医療ソーシャルワーカーを始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等との連携を図り、医療現</p>	

				<p>に向けた検討が行われているか。</p>	<p>(2) 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力【再掲】</p> <p>ア. 医療機関等が加入する四病院団体協議会所属の3団体(下記(ア)～(ウ)、加盟約5,200病院)に協力を依頼し、一般社団法人日本病院会においては、同会のホームページ及び会員メールを活用して、石綿による肺がんにも触れながら救済制度の周知を行った。</p> <p>イ. 都道府県がん診療連携拠点病院(434か所)連絡協議会及び東京都がん診療連携協議会(38組織)の相談・情報部会担当者連絡会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行った。</p> <p>ウ. 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会(会員5,700人)に協力を依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度のパンフレットを同封し送付した。</p> <p>エ. 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載した。また、国立がん研究センターに協力を依頼し、「中皮腫の公的補助制度」として救済制度の案内を行った。他、看護師が加入する日本看護協会(会員約80万人)にも協力依頼を行った。</p> <p>(3)「石綿による肺がん」の重点的な周知【再掲】</p> <p>ア. 救済小委員会の提言を踏まえ、石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、新たに石綿による肺がん周知のチラシを作成し、医療機関等に配布するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。</p> <p>イ. 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」(医師、看護師等の会員数約70万人)において、制度や石綿による肺がんに関する記事の掲載及び機構の特設ウェブサイトリンクさせたバナー等を配置し、呼吸器内科医師に対して効果的に周知を行った。(2/13～3/30 10,000件配信)</p>	<p>施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省並びに呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等他とも連携を図りながら次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務の実施 ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力 ・「石綿による肺がん」の重点的な周知 ・関係機関との連携による医療機関への広報 ・申請負担軽減対策 <p><課題と対応></p> <p>政府による改正法施行5年の救済制度の見直しについて、救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。</p>	<p>場等への制度周知及び「石綿による肺がん」の重点周知を確実に実施した。また、申請書類様式の電子化により申請負担軽減措置を実施するなど、制度の適切な実施のため、必要な対応が図られている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	------------------------	---	--	--

				<p>(4) 関係機関との連携による医療機関への 広報【再掲】 環境省、厚生労働省と連携し、救済制度の他、 労災保険制度の内容を含むリーフレットと石 綿による肺がん周知のチラシ(1,159,980部) を医療機関(38,666か所)に配布した。</p> <p>(5) 申請負担軽減対策【再掲】 申請に係る負担軽減のため、申請者が作成す る申請(請求)書類の様式について電子化を 図り、機構ホームページに公開した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	(2)【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均 50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規課題公募における申請件数 事後評価における上位2段階の割合	業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保	H25: 270件 H26: 223件 H27: 251件 (平均: 248件)	—	—	251件	308件 ※基準値と比較対象の申請数（戦略プロジェクト44件は除く）			予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052
	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに、60%以上を目指す。	50.3%	—	—	—	60.3% (参考) ※平成28年度研究管理業務は環境省で実施			決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859
									経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318
									経常利益（千円）	—	—	—	11,539
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	115,818	5,071,754
									従事人員数	—	—	4	10

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進</p> <p>推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ、戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。</p> <p>研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境</p>	<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進</p> <p>「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ、戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研</p>	<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進</p> <p>平成 28 年 10 月からの業務移管に伴い、推進費の業務を担当する室を新たに設置したところであるが、平成 29 年 4 月からの本格実施（それまでの新規課題の採択のみならず継続課題も全て機構が行う。）に伴い、新規課題に加え、継続課題の契約事務、研究管理等を行うための体制の一層の強化を図る。</p> <p>平成 29 年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域分野」について、委託費又は補助金により、</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>●新規課題公募における申請件数において、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保（平均：248 件）</p> <p>●事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間の実績の平均値（50.3%）を上回り、さらに、60%以上を目指す。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>●業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。</p> <p>●公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進</p> <p>①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備</p> <p>平成 29 年 4 月から新たに実施する契約事務、研究の進捗管理業務等に対応するため、組織を研究課題の公募、評価、研究管理等を行う研究推進課と、委託研究契約、補助金交付等を行う研究業務課の 1 部 2 課体制に見直し、体制の一層の強化を図った。</p> <p>平成 29 年度は、「戦略プロジェクト」及び「環境問題対応型研究領域等分野」の 145 課題について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施した。研究の実施にあたっては、契約締結及び補助金の交付手続きを大幅に早期化するとともに、契約日にかかわらず年度当初から研究が開始できるよう措置した。</p> <p>平成 30 年度新規課題の公募を平成 29 年 10 月 2 日～11 月 6 日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、5 つの公募区分について実施した。今回の公募では、若手枠に一定の予算枠を設けるとともに、COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえて気候変動対策に関する研究課題等を重点的に採択することを公募要領や公募説明会において積極的に広報するなど重点的に公募を行った。また、戦略研究開発プロジェクト II 型も新設した。平成 29 年度に引き続き、推進費が研究者にとってより使いやすい制度となるよう、手続きの簡素化等に係る見直しも行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価：A</p> <p>評価理由： 以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を A とした。</p> <p>●推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備</p> <p>平成 29 年 4 月から新たに実施する、研究の公募・評価業務、進捗管理、新規課題の契約業務等に対応するため、組織体制を強化し、研究推進に係る研究者へのサポートの強化、採択審査・評価の見直しなど、業務移管前に比べて効果的、効率的な方法に見直し、業務を円滑に実施することができた。</p> <p>●平成 30 年度新規課題の公募の実施及び申請結果</p> <p>①広報の積極的な展開による認知度の向上、公募者の新規開拓</p> <p>公募の広報の開始時期を 9 月末から 7 月末に大幅に早期化し、研究者の準備期間を確保するとともに、広報ツールや公募説明会を充実させ、大学及び研究機関等に広く周知し、公募する</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 10 月の業務移管後、平成 29 年 4 月から新たに実施する、研究の進捗管理、新規課題の契約業務等に対応するため、組織体制を強化し、業務を円滑に実施した。 広報の開始時期の早期化、大学や研究機関などの公募説明会、広報ツールの充実化等に取り組みながら、研究者コミュニティの WEB サイトや日本経済団体連合会の業界紙にも掲載を依頼するなど広く周知を図った。申請件数としては、352 件で中期計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（平均 248 件）を上回った。 環境省が提示する行政ニーズに基づいた研究課題を採択しながら、若手の研究課題については一定の予算枠を設けて重点的に採択する仕組みや「パリ協定」を踏まえた気候変動対策に関する研究課題、新設した戦略研究開発プロジェクト II 型を採択するなど環境行政への貢献が見込まれる研究課題を採択した。 中間評価において 5 段階で下位 3 段階以下となる B 評価以下の課題については、PO の助言、指導の下、今後の具体的な対応方針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる新たな措置を講じ、研究支援の充実を図った。 一般向けに実施している研究成果発表会 	

<p>省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。</p>	<p>究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。</p> <p>(平成28年度新規課題：262</p>	<p>大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。平成30年度から開始する「戦略プロジェクト」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知について、機構の作業を前倒しすることにより公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を</p>		<p>公募の広報の実施にあたっては、広報の開始時期を見直し、7月末に公募の概要に係る広報を開始し、行政ニーズが決定する9月末の2回に分けて実施した。</p> <p>広報ツールは、推進費パンフレットのリニューアルに加え、公募のポスター及びチラシを新たに製作するとともに、研究者コミュニティのWEBサイトや日本経済団体連合会の業界紙にも掲載を依頼し、広く周知を図った。</p> <p>また、公募説明会を全国9箇所で実施するとともに、日本経済団体連合会環境安全委員会や大気環境学会等の研究者コミュニティでも紹介するなど、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者まで幅広い層に周知を図った。</p> <p>これらにより、平成30年度新規課題の公募を実施した結果、昨年度を大幅に上回る352件(戦略プロジェクト44件+環境問題対応型研究領域等分野308件)の申請があり、計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(平均248件)を約24%上回る大幅な増加となった。</p> <p>特に、今年度、重点的採択枠を設けた革新型研究開発(若手枠)(29件→47件)やパリ協定を踏まえた課題を重点的に採択することで応募した低炭素領域の研究課題が大幅に増加した。(H28:27件、H29:37件、H30:54件)</p>	<p>研究者を新規開拓することができた。</p> <p>②申請件数の大幅増加 平成30年度新規課題公募では、上記のような広報の充実、推進費の使い勝手の見直し等を行うとともに、若手枠については一定の予算枠を設けて重点的に採択することを積極的に広報した。これらの様々な取組を業務移管後に新たに行ったところ、結果として、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(環境問題対応型研究領域等分野の平均248件)を24%上回る大幅な増加を達成することができた。</p> <p>③重点的な採択など効果的な新規課題の採択 平成30年度新規課題の採択においては、予算が厳しい中、戦略プロジェクトⅡ型を立ち上げる一方、他の研究課題の研究費上限額を減額するとともに、若手枠やパリ協定関連の課題を重点採択する仕組みを設け、限られた予算で必要とする研究課題を採択するなど、効果的に新規課題を採択することができた。</p> <p>本項目は、平成29年度から移管する業務を円滑に行うこと、及び申請件数を確保して研究レベルを維持することが求められる重要な</p>	<p>について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、実施方法を見直し、日本水環境学会年会の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を行うなど、研究成果の普及と情報発信の強化を図った。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるためB評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	---	---	--	---	---	--

<p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに</p>	<p>件、平成 27 年度新規課題：225 件、平成 26 年度新規課題：282 件) (戦略的研究開発領域を除く)</p> <p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会 (以下「推進委員会」という。) 及び戦略プロジェクトのフィードバック、戦略プロ</p>	<p>募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。 また、競争的資金の申請様式の共通事項に係る様式の統一化の検討が進められており、様式の統一化が図られた場合は、平成 30 年度新規公募課題から統一様式も使用し、公募を実施する。</p> <p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 平成 30 年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するプログラム・オフィサー (以下「P O」という。) によるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視</p>		<p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 平成 30 年度新規課題公募の審査の実施に当たっては、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から行う審査に加え、昨年度導入した行政への貢献が期待される課題についての加点方法の一部見直しを行うとともに、今年度は、研究費の妥当性の審査において、経費の内訳の積算が妥当かどうかについて、精査した査定評価が行えるよう見直しを行った。 平成 30 年度新規課題公募として申請のあった 352 件について、豊富な研究経歴を有する 8 名のプログラム・オフィサー (以下「P O」という。) において、資格、要件等をチェックするプレ審査を実施し、プレ審査を通過した 352 課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査 (書面審査) を実施した。</p>	<p>業務であるが、新規課題の公募では昨年度より広報を充実させるとともに、研究費の使用ルールの見直しなど制度の利便性を向上させたことで、直近では最も多い申請件数を確保することができた。これらを踏まえれば A と評価する。</p> <p><課題と対応> 平成 30 年度新規課題公募では中期計画を大幅に上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。今後は環境行政貢献型の競争的資金として、より行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、推進費が求められる研究開発ニーズと申請課題のマッチングを強化する取組を推進し、応募される研究の質の更なる向上を図る。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>に、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。</p> <p>【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階</p>	<p>プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の</p>	<p>点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を次年度の予算額に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。平成28年度に研究が終了した課題（業務移管前の実施課題）について、機構が設置した研究部会にお</p>		<p>第一次審査では、研究成果が環境行政に貢献するよう、行政ニーズとつながりの高い研究課題の加点を昨年より大きくするとともに、パリ協定を踏まえた気候変動対策に関する課題は重点的に採択されるように低炭素領域の一次審査通過率を高く設定した。また、革新型（若手枠）についても、一定の採択数を確保するため、一定水準以上の課題についてはなるべく通過させた。</p> <p>第二次審査では、平成30年度に新規課題に配分できる研究予算が厳しいことから、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。</p> <p>その結果、戦略プロジェクト（Ⅰ）1件（14課題で構成）、戦略プロジェクト（Ⅱ）3件（25課題で構成）を採択した。環境問題対応型は、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに25課題の新規課題を採択した。革新型（若手枠）は一定の予算枠（5,000千円）の範囲において、10課題を新規採択した。</p> <p>平成29年度実施課題のうち、中間年度にあたる37課題についてヒアリングによる中間評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、91.9%（34/37課題）であった（前年度は72.7%）。</p> <p>また、5段階で下位3段階以下となるB評価以下の課題については、POの助言、指導の下、今後の具体的な対応方針の作成を求め、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる新たな措置を講じた。</p> <p>平成28年度終了した58課題について書面による事後評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、60.3%（35/58課題）であった。</p> <p>（なお、これらの課題については、業務移管前に環境省が採択し、研究管理を実施した課題である。）</p> <p>平成29年度に実施している全ての研究課</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>の評価を獲得した課題数の割合は平均 50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。</p>	<p>検討や策定に協力する。 研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値(※)を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 また、各年度において、学識経験者(アドバイザー)及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー(以下「PO」という。)が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう</p>	<p>いて、事後評価を実施する。 また、全ての研究課題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。</p>		<p>題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合(以下、「アド会合」という)を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させた。アド会合では、学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行うとともに、機構職員もほぼ全ての研究課題に出席し、研究の進捗や今後の計画スケジュール等の確認を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研</p>	<p>支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。 ※ 業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。</p> <p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研</p>	<p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、新規課題については、環境省と研究者が密に連携できるよう、研究開始時に環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図る打合せ会を機構が実施する。 また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による社会実装の推進につながる</p>		<p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 平成28年度終了課題について、研究成果報告書を機構HPに掲載し、研究成果の普及に努めた。平成29年度終了課題については、3月に研究成果報告会を開催し、研究者が研究成果の発表を行った。 また、これまで一般向けに実施していた研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、実施方法を見直し、今年度は3月に日本水環境学会年会の協力を得て、推進費で実施中の又は実施した水環境の保全に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を行った。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</p>	<p>究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</p>	<p>取組として、公募の方法を含めた検討を行う。 平成28年度までに終了した研究課題については、研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、特に、高い成果が認められる研究課題については、一般向けの研究成果発表会で広く周知する。 研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するとともに、研究費が一定規模以上の研究課題には、「国民との科学・技術対話」を推進するため、中間・事後評価で国民に向けた研究成果の情報発信の実施状況を確認し、研究評価に反映させるなど研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</p>				
---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	(1)【重要度：高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るために運営体制の効率化が望まれており、科学技術基本計画において、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められていることから、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研究費使用における研究者の利便性の向上	研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。	同左	—	—	—	アンケート調査の実施は平成30年度		予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052	
								決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859	
								経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318	
								経常利益（千円）	—	—	—	11,539	
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	115,818	5,071,754	
								従事人員数	—	—	4	10	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。</p> <p>【重要度：高】 推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。</p>	<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。</p> <p>なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。</p> <p>※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による</p>	<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 平成 29 年度に大学、国立研究開発法人等で実施する研究課題については、複数年度契約を締結（補助金を除く。）し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを導入するとともに、年度末までの研究期間の確保、研究機器の購入といった「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に対応した内容で実施する。</p>	<p><主な定量的指標> 今回の業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入等により、研究費の執行の利便性の向上が図られたか、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。</p> <p><その他の指標> <評価の視点> 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績> (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ・研究費の新たな使用ルールの導入 平成 28 年 10 月の業務移管に伴い、機構において、推進費の効率的、効果的な研究費の使用が可能となるよう、研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、研究者にとってより使いやすい制度に見直し、今年度の研究課題から適用し実施した。</p> <p>また、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるようにするため、他の競争的資金に先駆けて、4 月 1 日から研究費の執行を可能とするルールの見直しを実施したほか、平成 29 年度から新たに開始した、研究機関に出向いて行った中間実地検査の結果等を踏まえ、研究者が更に「使い勝手のよさ」を実感する制度となるよう、研究費の費目構成及び合算使用手続きを見直し、平成 30 年度の執行に向け運用の改善を図った。</p>	<p><評定と根拠> 自己評定：A 評定理由： (1) 研究費の利便性の向上と契約の早期締結 推進費の業務移管後においては、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続きの簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進した。さらに、年度当初から研究者が研究計画に沿った研究活動ができるよう、他の競争的資金制度に導入されていない推進費の独自ルールも導入するなど研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。</p> <p>これらの新たなルールの導入により、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境を整備されたこと、研究者や経理事務担当者の事務負担を軽減できたこと等が新規課題の申請件数の増加につながった可能性があるとともに、今後の研究成果の最</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・競争的研究資金における使用ルールへの統一を図りながら、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなどの制度改革及び運用改善を推進し、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境の整備に努めた。</p> <p>・課題の中間評価において、評価結果により指導対象となった課題については、PO の助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにするなど研究者への支援の強化を図った。</p> <p>・研究者へのさらなる支援強化を図るための研究情報管理基盤システムについて検討・構築作業を行った。</p> <p>・新規課題を実施する研究機関を対象とした会計説明会や研究公正の専門家による講演などを実施し、使用ルール、研究公正の重要性の周知を徹底しながら、50 の研究課題については中間実地検査を実施するなど研究費の適切な執行に取り組んだ。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるため B 評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p>

<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。</p>	<p>利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。</p> <p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。</p> <p>また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。</p>	<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当者の実施能力を向上させること等により、機構の担当者やPOがアドバイザーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究者への支援を一層充実させる。</p> <p>また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、中間評価において5段階評価で下位3段階の課題に対しては、機構とPOが連携し、研究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。</p>		<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 ①行政ニーズの周知徹底 新規課題の研究開始にあたっては、原則、全ての課題に対して、研究者、担当PO、行政推薦課題については環境省担当課室によるキックオフ会合を開催した。キックオフ会合では、POが研究の進め方等について確認するとともに、行政推薦課題については、環境省担当課室が研究者に政策の検討状況の情報提供や行政ニーズを共有するなど、行政のニーズを周知徹底し、成果の最大化が図れるよう努めた。</p> <p>②評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援 平成29年度実施課題のうち、中間年度にあたる課題の中間評価において、評価結果の指導対象課題を、これまでの5段階評価(S～D)の下位2番目(C)以下から下位3番目(B)以下に変更し、B評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。</p> <p>③アドバイザーボード会合への機構職員参加 平成29年度実施課題において開催された全ての課題のアドバイザーボード会合に、PO及び機構職員が出席し、研究の進捗状況や評価結果の反映状況を確認するとともに、推進費で実施している同様の研究の情報提供、研究費の執行のアドバイス、今後のスケジュールの周知など、研究を計画的、効率的に推進できるよう、研究者への助言、アドバイスを行った。</p> <p>④研究情報管理基盤システムの構築 研究者と機構・POの間での各種報告書、</p>	<p>大化にも寄与することができた。</p> <p>(2)研究費の適正な執行に向けた取組 研究機関における研究費の適正な執行を徹底するため、平成29年度において、新規課題を実施する研究機関を対象とした会計説明会を実施し、使用ルールを周知徹底したことに加え、同時に研究公正の専門家による講演を開催し、研究公正の重要性についても周知徹底した。</p> <p>また実地検査を行うための内部規程(達)の整備、実施手順書の作成等を行い、平成29年度は50研究課題について中間実地検査を実施した。</p> <p>これらの取組はいずれも業務移管前には実施されていなかった新たな取組であり、研究費の適正な執行に資することができた。</p> <p><課題と対応> 推進費の業務移管以降、研究費の使い勝手の向上等により、研究者や研究機関の事務的負担を大きく軽減することができた。</p> <p>今後は、平成30年度から運用開始する研究情報管理基盤システムを有効に活用して、事務処理における利便性を一層向上させていく。また、研究課題に対する中</p>	<p><その他事項> 特になし。</p>
---	---	--	--	--	--	--------------------------------

<p>(3) 研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。</p>	<p>(3) 研究費の適正な執行等 新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究費を確認し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委</p>	<p>(3) 研究費の適正な執行等 平成30年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中がないか確認する。 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究費の新たな使用ルールに関する会計説明会を実施するとともに、研究機関における研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の現地調査を新規に行う。 また、会計説明会の開催に合わせ、新規課題の研究者等を対象に研究公正に関する講</p>			<p>研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムについて、平成30年5月の一部稼働を目指して、検討・構築作業を行った。</p> <p>(3) 研究費の適正な執行等 ①研究公正に関する取組み 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、平成29年度新規課題の研究者等に対して実施した新規課題実施説明会において、機構職員から委託研究契約（補助事業）事務処理説明書に基づき、研究費の使用ルール等について説明するとともに、研究公正の専門家による講演を実施した。 ②研究委託契約締結、補助金交付決定の早期完了 平成29年度に採択された委託研究の新規課題53課題及び補助事業27課題)については、4月上旬に研究費の新たな使用ルールに関する会計説明会を実施し、5月31日までにすべての研究委託契約の締結及び補助金交付決定の通知を完了するなど、業務移管前より大幅に早期化し、研究が円滑に開始できるようにした。 また、平成28年度以前から継続する委託研究65課題の契約については、研究に切れ目が生じないよう、平成28年度中から計画的に準備を進め、4月3日までにすべての契約を締結した。これら契約行為等の早期完了により、課題によっては第1四半期（5月）からの概算払（金額によっては一括払）が可能となり、立替払等による研究実施機関の負担軽減に貢献した。 ③中間実地検査の実施 機構への業務移管を機に初めての取組として、実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、平成29年度で終了する研究課題や公的研究費の</p>	<p>間実地検査に加えて研究終了後の確定検査を的確に実施するとともに、研究費の使用ルール等の周知徹底と実効性の高い研究不正防止対策を検討していく。</p>	
---	--	---	--	--	---	---	--

		<p>託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。</p> <p>さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。</p>	<p>習を実施する。</p>		<p>執行経験が少ない機関が実施する研究課題を中心に計 50 の研究課題について、9 月末から 12 月中旬までに延べ 34 日間、112 名をかけて中間実地検査を実施した。これによりア. 研究計画に即した実施体制及び研究の実施状況、イ. 研究費の使用・管理に関する内部規程及び会計手続、ウ. 環境省ガイドラインに即した体制整備状況、エ. 収支簿や帳票類の証拠書類の照合と精査、オ. 取得資産の管理状況等について、確認を行った。その結果、検査した範囲においては概ね適切であったことを確認した。</p>		
--	--	---	----------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	組織運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討を踏まえ、具現化を図る。 また、政府が進める「働き方改革」の検討結果等を	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> 年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評価と根拠> 自己評価：B</p> <p>評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 業務実施体制の見直しについては、事業管理部を経理部に統合した(名称は新たに「財務部」とした)。その他、係制からチーム制への移行、各部門に共通する業務の管理部門への集約化等を具体的に進めている。 内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 コンプライアンスの推進については、全職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。 リスク管理のための体制整備については、29年度から全面実施している環境研究総合推進費業務について、重要リスクを</p>

<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウト</p>	<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。</p>	<p>踏まえ、働き方改革に関連する勤務時間や労務の適正管理、女性活躍推進などの進展を図る。</p> <p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウト</p>		<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 ①組織・要員体制の見直し ア 債権管理回収業務に係る見直し 債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経理部に統合し、名称を新たに「財務部」とした(11月)。 イ 環境研究総合推進業務に係る見直し 環境研究総合推進室を2課体制とし、環境研究総合推進部として改組した(4月)。 ウ チーム制の導入 より効率的かつ機動的な業務運営を行うため、従来の係制を廃止し、平成28年度の総務部及び経理部でのチーム制の試行結果、平成29年度の各階層の職員との意見交換内容等を踏まえ、各部各課において準備・習熟期間としてのチーム制の運用を開始した(7月)。また、総務部において各部各課のチーム制の運用状況を確認し、課題等の把握に努め、把握した課題等の対応方法について引き続き検討した。 ②業務の集約化及び効率化 ア 各部門共通事務の集約化(総括課業務の見直し) 各部門に共通している業務(調達・契約、旅費関係、予算執行管理、情報システム管理等)を管理部門である総務部及び財務部に集約し、一元化する検討を、次のとおり行った。 (ア) 調達・契約業務の集約化 調達・契約業務について、研究勘定、予防経</p>	<p>●業務実施体制の見直しの検討については、債権管理回収業務の現況を踏まえて、同業務を所掌する事業管理部の縮減を進め、経理部と統合し財務部として改組することで組織・要員体制の見直しを行った。また、更なる業務運営の効率化を図る観点から、チーム制の導入、調達・契約業務及び旅費関係業務の集約化、給与計算業務等のアウトソーシングを行った。</p>	<p>検証・把握し、重要リスク等を顕在化させないためのモニタリング制度を新たに構築し、導入した。 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成29年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、サイバー攻撃対策の有効性の検証、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修等を実施している。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	---	--	--	---	---	---

<p>ソーシングの活用などを検討すること。</p>		<p>また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、円滑な業務実施体制を確保した上で、事業管理部の経理部への統合を進める。</p> <p>さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各所で一定の業務量となっている管理業務の事務の効率化を進める。</p>		<p>理及び共通管理勘定に係る全ての入札案件並びに基金勘定に係る少額案件に関する業務を財務部に集約した。</p> <p>引き続き、調達・契約関係事務の集約化については、試行及び課題抽出に努める。</p> <p>(イ) 旅費関係業務の集約化 旅費関係業務について、従来各所で実施していた出張チケット等の手配、精算業務等を財務部に集約した。</p> <p>また、財務部への集約化に合わせて旅費業務に関するマニュアルを改訂するとともに、職員への説明会を開催し、旅費支給ルールの更なる明確化を行った。</p> <p>(ウ) 情報システム管理業務の集約化 平成27年度から、各部各課が業務上使用する各種情報システムについて、総務部企画課で概況を把握し、システム障害等の発生時には各部各課と企画課とが協力して対処する体制としている。平成29年度においても、このような体制のもと、各部のサーバや業務システムの運用管理について企画課へのさらなる集約を進めた。</p> <p>また、石綿健康被害救済部の認定・給付システム及び財務部の債権管理システムについて、企画課が管理する機構全体の仮想基盤サーバに移設した。さらに、これまで各所において実施していたデータセンター運用管理等業務についても、企画課に集約して一元管理することで効率化を図った(3月)。</p> <p>イ 管理業務のアウトソーシングによる効率化</p> <p>(ア) 旅費関係業務のアウトソーシング 旅費関係業務の財務部への集約に当たり、出張チケット等の手配について平成28年度からの試行等を踏まえて、旅行業者へのアウトソーシングを本格的に開始した(7月)。</p> <p>(イ) 給与計算事務のアウトソーシング 給与計算事務について、総務部総務課と外部委託業者による試行・検証(6～10月)を行った上で、本格的にアウトソーシングを開始した(11月)。</p>		
---------------------------	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保する</p>	<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備に</p>	<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>①内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備に</p>	<p>ウ 業務システムの改修等による効率化</p> <p>債権回収業務を担当する事業管理部を経理部に統合するに当たり、債権管理システムについて、経理システムと連動して運用できるように改修を行い、日常業務の効率化を実現した(3月)。</p> <p>エ オフィスレイアウトの変更</p> <p>事業管理部と経理部との統合、各部門共通業務の集約化に併せて、オフィスレイアウトの変更を行った。なお、変更に当たっては、将来の業務実施体制の見直しにも柔軟に対応できるレイアウトに留意した。</p> <p>③研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着</p> <p>中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、次のとおり、研修体系及び人事評価制度の定着等に向けた取組を行った。</p> <p>ア 研修については、平成28年度に策定した3か年計画の2年目であることを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、引き続き各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、研修計画に基づく各種研修を着実に実施した。</p> <p>イ 人事評価制度に関しては、平成28年度から導入した新たな人事評価制度に基づく評価結果を取りまとめ、職員への意見聴取から把握した課題への対応について検討を行った。その中で平成29年度は、中間評価の一部簡略化による運用の合理化を図った。</p>	<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>①内部統制に係る体制の整備</p> <p>ア 内部統制システム整備計画の策定等</p> <p>(ア)平成29年度内部統制システム整備計画の策定等</p> <p>各部の内部統制上の課題を整理し、これらに対応するため、内部統制推進委員会における</p> <p>● 内部統制の推進については、「平成29年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部有識者による検証を受けするなど、適正な運用を行っ</p>
--	--	---	--	--

<p>ための体制等の整備について（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委</p>	<p>ついて（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委</p>	<p>ついて」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画（平成29年度）の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部</p>		<p>検討を経て、平成29年度内部統制システム整備計画を策定した（4月）。また、同整備計画の一環として、平成28年度に引き続き業務フローの作成を進めるとともに、業務実施プロセス上把握した重要リスク（※）等を顕在化させないために事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を新たに構築し、運用を開始した（4月）。なお、これにより平成26年度から開始した内部統制強化のための必要な体制整備はほぼ終えたことから、今後は毎年度策定・実行する内部統制システム整備計画等を着実に運用することで適切なPDCAサイクルを回していく。</p> <p>※業務遂行上、機構のミッション達成の大きな障害となり得る内外の要因について、重要リスクとして識別、分析及び評価を行ったもの。</p> <p>（イ）内部統制推進委員会の開催 内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、平成29年度内部統制システム整備計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った（4月、7月、10月、1月）。</p> <p>（ウ）内部統制研修の実施 当機構の業務に携わる役職員等一人一人の内部統制に関する意識向上を図ることを目的として、「独立行政法人に求められる内部統制・ガバナンスの強化」及び「当機構における内部統制の取組状況」をテーマとして内部統制研修を実施した（9月）。</p> <p>イ 経営と現場の意見交換等 次のとおり、平成28年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を行った。</p> <p>（ア）職員と理事長との意見交換会の実施 チーム制の導入等、組織・要員体制の見直しを行うに当たり、経営側の考えや目指す方向性等を職員全体と共有するとともに、職員の意見を把握するため、職員各層と理事長を始</p>	<p>た。また、内部統制研修を実施し、職員の意識向上にも継続的に取り組んだ。さらに、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、内部統制上の課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。</p>		<p>統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を受ける。</p>		<p>めとする当機構役員とが直接意見交換を行う機会（説明会兼意見交換会）を実施した（4月）。</p> <p>（イ）内部統制面談の実施 チーム制の準備・習熟段階における各部各課でのチームマネジメントの現状、課題等をテーマに内部統制担当理事と全チームリーダー計39名との個別面談（1人当たり45分程度）を実施した（10月～12月）。</p> <p>ウ 第三者意見による改善等 （ア）内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、平成28年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（4月）。</p> <p>（イ）監事による確認 平成28年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた（6月）。</p>		
<p>② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する</p>	<p>② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等につい</p>	<p>②コンプライアンスの推進 役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、コ</p>		<p>②コンプライアンスの推進 ア コンプライアンスの実施状況の点検及びコンプライアンス・マニュアルの随時見直し 全職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した（9月）。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルについて、内部統制等監視委員会での指摘を踏まえ、コンプライアンス違反に関する通報体制を明記する等の見直しを行った（5月）。</p> <p>イ コンプライアンス研修の実施等 役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した（10月）。</p> <p>研修内容としては、コンプライアンスの自己検証結果を踏まえて、比較的職員の理解度が低かった項目を取り上げて改めて説明するとともに、平成28年度及び29年度にコンプライアンス・マニュアルを改定した内容、コンプライアンス違反の他組織における具体的な事例、困った時の対応方法等についての説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図った。</p>	<p>コンプライアンスの推進については、全職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己検証を実施するとともに、コンプライアンスの自己検証結果を踏まえた研修を実施した。</p>	

<p>研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。</p>	<p>て、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。</p>	<p>ンプライアンスの徹底を図る。</p>		<p>③リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務実施体制を整備する。</p> <p>③リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。</p> <p>③リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、前年度にリスク管理委員会において制定したリスク管理に関する全体方針、リスクが顕在化した際に特に影響の大きいリスクごとの個別方針等に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、日常的なモニタリング制度を導入、運用を開始する。 また、緊急時における業務継続実</p> <p>③リスク管理のための体制整備 ア 環境研究総合推進業務に係る重要リスクの把握 平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過し、一定の業務が一巡したことから、当該業務についても業務フローの作成等を通じて重要リスク 9 項目を新たに把握した（3月）。 これにより、平成 27 年度に把握した 72 項目の重要リスクと合わせて、当機構全体の重要リスクは 81 項目となった。</p> <p>イ 日常的モニタリング制度の運用開始 重要リスク等を顕在化させないために業務実施結果等について事後的に点検を行う日常的モニタリング制度（12 件）を新たに導入し、リスク管理の徹底を図った。</p> <p>ウ リスク管理委員会の開催 リスク管理委員会を半期毎に開催し、発生した事務事故等の対応について定期的に確認することで、速やかな報告体制の確保や類似事案の発生防止に努めた（10 月、3月）。</p> <p>エ 「ERCA業務実施継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施 （ア）実践的な訓練の実施</p>	<p>リスク管理についても、平成 28 年 10 月に移管された環境研究総合推進業務に係る重要リスク 9 項目を新たに把握（機構全体で重要リスク 81 項目を把握）したほか、重要リスク等を顕在化させないために業務実施プロセスについて事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を構築、導入した。 また、非常時優先業務実施訓練やメディア対応トレーニングを実施し、障害等発生時の対応方針を明確化した。</p>	
--	--	-----------------------	--	--	--	--

<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを</p>	<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び</p>	<p>施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。</p> <p>④情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従</p>	<p>「ERCA業務継続計画（BCP）」実施の前提となる災害時における速やかな役職員の安否確認を目的として、外部委託業者のシステムを通じた職員安否確認訓練を下表のとおり 3 回実施した。</p> <p>（イ）「ERCA業務継続計画（BCP）」等の見直し 平成 28 年度に実施した非常時優先業務の実施訓練等を踏まえ、課題の整理と見直し（「ERCA業務継続計画（BCP）対応表」及び各業務手順書の見直し、非常用電源装置の配置場所換え等）を実施した。 また、改善内容を反映した非常時優先業務の実施訓練を行った（2 月）。</p> <p>オ メディア対応トレーニングの実施 危機事案が発生した場合等においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、危機管理広報の運用体制整備の一環として、危機事案発生時のメディア対応に関する講義及び実践的トレーニング（模擬記者会見等）を実施した（3 月）。</p> <p>④情報セキュリティ対策等の推進 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「平成 29 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定（5 月）し、次のとおり各種取組を実施した。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を計 3 回（4 月、10 月、3 月）開催し、平成 29 年度の情報セキュリティ対策推進計画の内容、各種情報セキュリティ実施手順書の改定等について検討を行い、各情報セキュリティ案件の情報共有を実施した。 （イ）情報セキュリティ実施手順書の改定 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の見直しに準拠した「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」の改定等を踏まえて、各種情報セキュリティ実施手順</p>	<p>● 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成 29 年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、引き続き、サイバー攻撃対策の有効性検証、職員教育・訓練等の各種取組を展開し、組織全体の情報セキュリティ高度化を図った。</p>
---	--	---	---	---

<p>確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>	<p>個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>	<p>い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>		<p>書の見直しを次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構における情報取扱全般に関する「情報取扱い手順書」が見直しを最優先するものとして、先行して改定作業を行った（4～7月作業、8月適用）。 ・その後、「障害等対応手順書」、「機構内におけるPC利用手順 利用者編」等の7種の手順書について、統合及び改定作業を行った（8～10月作業、11月適用）。 <p>（ウ）サイバー攻撃への技術的対策 平成28年度の情報セキュリティ監査における指摘事項（※うち、重要事項については平成28年度中に対応済）に対して、対応策を検討し、適宜必要な対策を実施した（4～3月）。</p> <p>（エ）重要サーバ等のデータセンター設置の推進 新データセンターへのインターネット閲覧用ネットワークの構築及びインターネット回線の移設・集約を完了した（9月）。</p> <p>また、新データセンターに業務環境ネットワーク及び新仮想基盤を構築し、稼働を開始した（2月）。</p> <p>（オ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員（派遣職員等を含む。）を対象とした自己点検を実施した（9月）。</p> <p>（カ）情報セキュリティ監査 平成28年度の指摘事項に対して、適切に対応した（上記（ウ）参照）。また、監査室による内部監査（12月）、サイバーセキュリティ基本法に基づき内閣サイバーセキュリティセンターが実施するペネトレーションテストを受検した（12月）。</p> <p>（キ）ウェブサイト及びネットワークの脆弱性対策の推進 平成28年度の診断で検出された脆弱性（※対応が必要な残事項は低レベルのみ）への対策を実施した（4～6月）。</p> <p>また、平成29年度においても引き続き脆弱性診断を実施し（10月）、検出された脆弱性（※検出事項は低レベルのみ）への対策を実施した（2月）。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				<p>(ク) 情報セキュリティに関する教育・訓練 全役職員（派遣職員等を含む。）を対象とする 情報セキュリティ研修を実施し、平成 29 年度 に改定した各種セキュリティ実施手順書の内容の 浸透等を図った（10 月）。また、研修内容の 理解度を把握し、より効果的な教育を実施 するため、平成 29 年度から全役職員に対し、 理解度テストを実施した（3 月）。 さらに、標的型攻撃等の不審メール受信時の 対策を徹底するため、全役職員（派遣職員等 を含む。）を対象とした訓練を実施した（9 月、 3 月）。</p> <p>イ 情報公開及び個人情報保護のための取組 (ア) 情報公開の適切な実施に係る取組 外部からの情報公開請求に対して、必要な情 報開示等を行うなど、適正に対応した。 また、独立行政法人等の保有する個人情報の 保護に関する法律の一部改正（個人情報の非 識別加工等に関する改正）を踏まえて、当機 構の規程（個人情報保護管理規程）について 所要の改正を行った（5 月）。なお、同改正時 点において、当機構は、独立行政法人等非識 別加工情報の提案募集等の対象となる個人情 報ファイルを保有していない。 さらに、情報公開等担当者が、情報公開・個 人情報保護制度の運用に係る研修会（民間業 者主催）に参加し、必要な知識の習得を図っ た（9 月）。</p> <p>(イ) 外部委託業者による情報漏洩の防止等 平成 28 年度に制定した「環境再生保全機構の 保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委 託に関する達」等に基づき、当機構が保有す る個人情報を取り扱う業務の委託契約に当た り、委託先の個人情報保護管理体制等につ いて総務部企画課が一元的に確認すること等 により、委託先の適正な管理・監督を図った。 また、平成 27、28 年度に引き続き、個人情 報を取り扱う業務委託契約について、調査票 による調査及び実地検査による個人情報保護 に関する実態確認を行った（2～3 月）。</p> <p>(ウ) マイナンバー（個人番号）の適切な取</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>扱いに係る取組</p> <p>平成 28 年度に引き続き、情報セキュリティ及び安全管理措置強化の観点から、機構内部のマイナンバー収集関連ファイルへのアクセス権限を制限するとともに、総務部総務課がマイナンバーの収集方法等について積極的に各課のフォローを行うこととし、円滑かつ適正な取扱いを実施した。</p> <p>(エ) 各部の保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検の実施</p> <p>保有個人情報の管理及び利用状況点検表により点検を行い、各部における保有個人情報等の適正管理措置等について確認するとともに、各部保有の個人情報ファイル一覧の更新作業を行い最新の管理状況を把握した（11月）。</p> <p>⑤監査等</p> <p>ア. 内部監査</p> <p>金融資産の毀損リスクへの対応に係る監査及び労働時間の適正管理に係る監査を実施し、監査結果報告書を理事会で報告し、改善に向けて検討を要する事項等について周知した（3月）。</p> <p>イ. 保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査</p> <p>個人情報等の取扱いに係る業務を外部委託する場合における管理及び運用状況について監査を実施した（3月）。</p> <p>ウ. 情報セキュリティ監査</p> <p>平成 28 年度に調達した主要システム案件の運用状況及び平成 29 年度に調達する主要システム案件の整備状況等の確認・評価を行うとともに、平成 28 年度に実施した情報セキュリティ監査等における指摘事項等に係る対応状況について確認を行った（3月）。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 役員懇談会の開催</p> <p>当機構の課題について理事の担当業務の縦割</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月1～2回の頻度で役員懇談会を開催した（4～3月に計17回）。</p> <p>イ 働き方改革等に関する実施と検討 （ア）長時間労働の是正に向けた取組 平成29年3月に政府の「働き方改革実行計画」が閣議決定されたことを踏まえて、当機構としての「平成29年度時間外労働時間の適正管理計画」を策定し、従前から取り組んできた長時間労働の是正についてさらに注力することとした（5月）。 特に、年間15日の年休取得の推進のため、年休取得が極端に少ない職員について総務部総務課がヒアリング、アドバイス等を行う（7月、3月）など、メリハリのある働き方及びワークライフバランスの実現を図った。</p> <p>（イ）ストレスチェックの実施 平成29年度は受検率の向上及び情報セキュリティ確保のために紙媒体で実施することを決定し、10月下旬に実施した。また、ストレスチェックの結果を踏まえて、高ストレス者への対応、セルフケアの機会の提供を行ったほか、管理職への組織分析結果のフィードバック等を実施した（3月）。</p> <p>（ウ）ダイバーシティの推進に向けた取組 育児中の職員支援、障害者雇用の推進及び定着支援、介護とキャリアの両立支援に関して、セミナーや勉強会への出席、先進事例の視察等により情報収集を行った。また、新たに導入したEラーニングによる自主研修については、産前産後休暇及び育児休業取得中の職員も対象とし、育児休業取得中の職員の知識・スキル向上を支援した。</p> <p>なお、障害者雇用及び女性登用の状況については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用については、引き続き法定雇用率（2.3%）を上回る3.0%の雇用率を達成した（平成29年6月1日時点）。 		
--	--	--	--	---	--	--

・ 女性登用については、平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての目標を設定し、実現に向けて取り組んだ。

	平成 30 年 3 月末 時点の状況	第 4 次計画目標 (平成 32 年度 末)
役員	役員 6 人中 1 人 (16.7%) が女性	1 人 / 6 人
管理職	管理職 (課長級以上) 34 人中 2 人 (5.9%) が女性	8.0%

当機構では、女性職員の割合が全体で 32%、うち 20 歳代から 30 歳代では 66%の実態にある。平成 30 年度以降の課題として、女性活躍推進の積極的な展開が不可欠と判断している。

ウ 組織的・戦略的な広報の推進

広報委員会を開催し、当機構全体の SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 利用のためのソーシャルメディアポリシーを改定し一本化するとともに、内部手続の簡素化、投稿内容のモニタリングの仕組み等についても併せて検討し、国民を始めとするステークホルダーへの情報発信の観点から、各事業部での SNS の利用を一層勧奨することとした。この議論の結果、予防事業部 (Twitter) 及び地球環境基金部 (Instagram) が各 SNS の利用を開始した (9 月)。

また、同委員会では「広報関係担当者連絡会議」を毎月 1 回程度開催することを決定し、部門横断的な広報及び担当者の連携の推進、各部の広報担当者の意識・知識の向上等を目的として情報交換等を行うこととした。

なお、広報関係担当者連絡会議は、平成 29 年度中に計 6 回開催し、各部の広報活動に関する情報共有のほか、各種広報媒体による情報発信と当機構ウェブサイトのページビュー数

					<p>の連動についての確認、戦略的かつ組織的に 広報を行うために必要なPDCAサイクルの あり方に関する意見交換等を行った。</p>	<p><課題と対応> 平成 29 年度までの取組状 況等を踏まえて、引き続き、 業務実施体制の見直し、内 部統制の推進等に取り組 む。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲6.5%超	26年度中期計画	▲10.8%	▲3.7%	▲7.6%	▲7.8%		除く人件費
業務経費	▲4%超	26年度中期計画	▲18.1%	▲7.5%	▲9.7%	▲9.0%		除く人件費、特殊要因等

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費 26年度中期計画 421百万円 29年度実績 388百万円 中期計画比 ▲7.8%</p> <p>業務経費 26年度中期計画 1,519百万円 29年度実績 1,382百万円 ※過去の運営費交付金債務を充当した業務を除く 中期計画比 ▲9.0%</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評定：B</p> <p>評定理由 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を「B」とした。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。</p> <p>人件費等については、役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、平成 28 年度業務実績評価結果（B 評価）を鑑みると、妥当な水準であると考え。職員給与については、一部職員の地域手当の据え置き等に取り組んでいるが、宿舍制度の廃止に伴う住居手当支給対象者割合の増加等の要因により、前年度と比べ 2.5 ポイント増となっている。これは、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等を鑑み</p>

<p>(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。</p> <p>①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと。 ただし、新規に追加される業務については、平</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行う。 ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等 平成27年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成29年度予算を作成し、効率的執行に努める。</p>	<p><その他の指標> — <評価の視点> ・経費の効率化・削減等</p> <p>① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等</p> <p>① 一般管理費の効率化・削減 一般管理費（平成29年度計画予算額→平成29年度実績額）：▲5百万円 （393百万円→388百万円） ア. 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成29年度予算（393百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成29年度実績額（388百万円）は第三期中期目標の初年度（平成26年度）比で▲7.8%の水準を達成した。 イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成29年度予算執行計画の執行状況等について四半</p>	<p>(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減</p> <p>① 一般管理費 ア. 一般管理費（新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成29年度予算を作成し、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努め、平成29年度実績額は第三期中期目標の初年度（平成26年度）比で▲7.8%の水準を達成した。 イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成29年度予算執行計画の執行状況等について四</p>	<p>ると、妥当な水準であると考え。なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。</p> <p>随意契約の見直し等の調達等合理化については、「調達等合理化計画」を策定し、一者応札・応募に関する対応として、公告期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等を実施している。なお、競争性がない随意契約は3件発生しているが、外部有識者等からなる契約監視委員会において、事前及び事後の点検を受け、妥当性を担保している。その他、内部規程の拡充・改定や研修を実施している。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	---	--	--	---	---

<p>成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。</p> <p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を</p>	<p>度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。</p> <p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行う。</p>	<p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 29 年度予算を作成し、効率的執行に努める。</p>	<p>② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。</p>	<p>期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>② 業務経費の効率化・削減 業務経費（平成 29 年度計画予算額→平成 29 年度実績額）：▲84 百万円 （1,466 百万円→1,382 百万円） ※過去の運営費交付金債務を充当した業務を除くア．地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務及び維持管理積立金の管理業務のうち、運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 29 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。 また、公害健康被害補償業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する経費（人件費を除く。）については、所要の額に汚染負荷量賦課金の徴収・審査に必要なシステムの構築（48 百万円）の財源として運営費交付金の繰越額を充当した平成 29 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。 承継業務のうち、運営費交付金を充当する経費（人件費を除く。）については、所要の額に債権管理システムの再構築等（95 百万円）の財源として運営費交付金の繰越額を充当した平成 29 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。</p>	<p>半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>② 業務経費 ア．業務経費については、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務及び維持管理積立金の管理業務のうち、運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 29 年度予算を作成し、各業務の効率化に努めた結果、目標を上回る削減を達成した。 また、公害健康被害補償業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する経費（人件費を除く。）については、所要の額に汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの構築の財源として、運営費交付金の繰越額を充当した平成 29 年度予算を作成し、業務経費について業務の効率化に努めた。 承継業務についても、所要の額に債権管理システムの</p>	
---	---	--	---------------------------------------	---	--	--

<p>各勘定で行うこと。</p>				<p>この結果、業務経費の平成 29 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で +0.4% の水準となった。</p> <p>なお、公害健康被害補償業務及び承継業務の平成 29 年度実績額から、運営費交付金の繰越額の充当額を差し引いた実績額で比較すると、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0% の水準を達成している。</p> <p>イ. 環境研究総合推進業務については、28 年 10 月から新たに追加された業務であり、経費が平年度化する 29 年度予算比で 30 年度から効率化を行っていく。</p> <p>ウ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 29 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p>	<p>再構築等の財源として、運営費交付金の繰越額を充当した平成 29 年度予算を作成し、業務の効率化に努めた。</p> <p>この結果、業務経費の平成 29 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で +0.4% の水準となった。</p> <p>なお、公害健康被害補償業務及び承継業務の平成 29 年度実績額から、運営費交付金の繰越額の充当額を差し引いた実績額で比較すると、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0% の水準を達成している。</p> <p>イ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 29 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p>	
<p>③人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関</p>	<p>③ 人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する</p>	<p>③ 人件費等 機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。</p>	<p>③ 人件費等 平成 28 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成 29 年 6 月）</p> <p>なお、平成 28 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 105.3（地域・学歴勘案 103.4）と、近年の指数逦増傾向を踏まえ、一部職員の俸給抑制措置等を講じたことにより、前年度から 5.4 ポイント（地域・学歴勘案で 5.2</p>	<p>③ 人件費 平成 28 年度ラスパイレス指数は、近年の指数漸増傾向を踏まえ、一部職員の俸給額抑制措置等を講じたことにより、前年度を 5.4 ポイント下回る水準へととなっている。</p>	

<p>する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行うこと。</p> <p>(2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p>	<p>基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行う。</p> <p>(2) 随意契約等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付す</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。</p>	<p>ポイント) 低い水準へと低減させることができた。 引き続き、給与水準の適正化に向けた措置を講じることとしている。</p> <p>(2) 随意契約等の見直し</p> <p>① 契約に係る競争の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し</p> <p>① 契約に係る競争の推進 平成29年度に締結した契約において、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないもの3件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む)に付した。また、一者応札・応募の発生は1件であった。契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュー</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等</p>	<p>② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法によ</p>	<p>る。 また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。 なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札及び契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るために、入札及び契約手続に係る組織等のあり方について検討を進める。</p>		<p>ア. 契約に係る競争の推進 平成29年度は契約件数49件、契約金額645百万円の契約を行ったが、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないと認められた3件、8百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。</p> <p>イ. 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 （ア）公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 （イ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 （メールマガジン登録者数：平成28年度末180者→平成29年度末251者） （ウ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。</p> <p>ウ. 類似業務に係る調達の集約化 職員の出張旅費について、これまで旅費規程に基づいて計算された額を職員に支給する方法により行っていたものを今年度7月から原則として旅行代理店が提供するパック商品等により調達することに変更した。</p> <p>② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 （ア）該当事案に係る審査の厳格化 平成29年度の競争性のない随意契約3件については、当機構内部に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。</p>	<p>ール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。</p> <p>② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 平成29年度の競争性のない随意契約3件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。</p>	<p>り実施する。また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。</p>	<p>の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。</p>		<p>（イ）調達事務の財務部への集約 機構各部課で実施されていた調達事務について、財務部へ集約することを目指し、総務部、監査室、予防事業部及び環境研究総合推進部（研究費配分業務を除く。）の案件を試行的に財務部で実施した。</p> <p>イ．契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 a．契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会24回、分科会27回を開催し、計49案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。</p> <p>【制定、改正等事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算に関するマニュアルの制定 ・ その他の審査等 ・ 少額随契案件の審査 <p>少額随契等（委員会等の審査対象外）は、昨年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1000万円以上の予定価格の設定 <p>1000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円以上の契約 <p>理事会への報告を経て、ホームページで公表した。</p> <p>（イ）契約監視委員会による審査 平成29年度の競争性のない随意契約3件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。</p>	<p>査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。</p> <p>イ．契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 契約手続審査委員会により、49案件の審査を行った。また、予定価格の積算に関するマニュアルの制定を行った。</p> <p>（イ）契約監視委員会による審査 平成29年度の競争性のない随意契約3件については、その都度各委員へ発生理由等を説明し、了承を得た。また、平成29年度の契約の状況、調達等合理化計画の遂行状況について平成30年4月に委員会を開催し、点検を受けた。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>また、平成 30 年 4 月に開催した契約監視委員会において、「平成 29 年度調達等合理化計画の実績及び自己評価」、「平成 30 年度調達等合理化計画」の審査及び平成 29 年度の契約の状況に係る報告を行い、点検を受けた。</p> <p>〔参考〕契約監視委員会の開催等の状況 平成 29 年 4 月 17 日 平成 29 年度調達等合理化計画の審査 平成 29 年 8 月 8 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 29 年 8 月 8 日 一者応札・応募案件についての事後説明 平成 30 年 2 月 13 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 4 月 23 日 平成 29 年度契約の現状の点検、見直し</p> <p>ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の実地検査を実施した。</p> <p>③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応 当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 29 年度においては、複数年契約として「平成 28・29 年度スタッフ向け環境NGO・NPO レベルアップ実践研修（各地域別）」5 件が NPO 等との契約となっている。</p> <p>（3）効率的な業務運営に向けた改善への取組 平成 29 年 7 月から職員の出張について、財務部に出張手配を行うチームを設置するとと</p>	<p>ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。</p> <p>（3）効率的な業務運営に向けた改善への取組 平成 29 年 7 月から職員の出張について、財務部に出張手配を行うチームを設置するとともに旅費マニユア</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>もに旅費マニュアルを改定し、出張手配の一元的な処理を開始した。これにより、機構全体の出張手配のルール統一化と手続きの効率化を図った。</p>	<p>ルを改定し、出張手配の一元的な処理を開始した。これにより、機構全体の出張手配のルール統一化と手続きの効率化を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>(1) 経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。</p> <p>(2) 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	業務における環境配慮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
温室効果ガス排出量（温室効果ガス量）	18年度比で35%削減（改正前の目標）	18年度比	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲43.3%) (※参考値)	—		
	25年度比で10%削減（改正後の目標）	25年度比	—	—	—	▲7.6% (※暫定値)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。 また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。 温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組	<主な定量的指標> 温室効果ガス排出量 <その他の指標> <評価の視点> 年度計画に対して十分な取組がなされているか。	<主要な業務実績> (1) 温室効果ガスの排出抑制への取組 平成 27 年に採択されたパリ協定を踏まえて平成 28 年 5 月に「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」が定められ、また、平成 29 年 3 月に環境省においても「環境省実施計画」が公表されている状況に鑑み、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）について新たな削減目標の設定等の改正を行い、機構として実行すべき措置を具体的かつ着実に実施していくことを明らかにした（10月）。 主な改正点は次のとおり。 ①取組の対象期間を 2017 年度（平成 29 年度）までから 2030 年度（平成 42 年度）までに改める。 ②温室効果ガス排出量の削減目標について、	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。	評価 B	<評価に至った理由> 当該年度も、環境報告書を作成・公表している。 また、温室効果ガスの排出削減については、29 年 3 月に環境省が実施計画を公表したことを踏まえ、29 年 10 月に機構の実施計画を改正し、新たな削減目標の設定等をした。 また、用紙使用量等について、28 年度を上回る削減を実現している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画の策定状況も踏まえつつ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の着実な進展を図る。

平成 28 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の

これまで対象を事務所における照明及びコンセントとしていたが、サーバ室や空調も含めたオフィス全体の電気の使用による温室効果ガスの総排出量を、2013 年度（平成 25 年度）を基準として、2030 年度（平成 42 年度）までに 40%削減することとし、中間目標である 2020 年度（平成 32 年度）までに 10%削減を目指すこととした。なお、目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととした。

③個別対策に関する目標として、次を定める。

対策項目	目標値
事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減	2013 年度比で 2020 年度までに 10%削減
用紙の使用量の削減	2013 年度比で 2020 年度までに 25%以上削減
廃棄物の排出量の削減	2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を 2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと

④地球温暖化対策の観点からも、「次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画」、時間外労働の適正管理に向けた年度計画等に基づく業務効率化や超過勤務の削減、休暇の取得促進等の取組が省 CO2 にもつながる対策であることを踏まえ、ワークライフバランスに係る各種取組の推進を新たに定める。

上記の新たな削減目標に対する平成 29 年度の達成状況は、次のとおり。

削減対象項目	達成目標	達成状況
温室効果ガス排出量	2013 年度比で 10%削減	7.6%減

	事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。	事務所の単位面積当たりの電気使用量	2013年度比で2020年度までに10%削減	3.0%減		
		用紙の使用量	2013年度比で2020年度までに25%以上削減	29.6%減		
		廃棄物の排出量	2013年度比で2020年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で2020年度までに増加させないこと	13.1%増 可燃ごみについては 99.8%増(※)		
		<p>※廃棄物の排出量については、平成29年度の機構実施計画の改正により、廃棄物中の可燃ごみの量についても削減目標を設定し、削減に取り組むこととした。平成29年度については、11月に実施したオフィスレイアウト変更に伴う増加のほか、業務の繁忙期に排出量が増加する傾向が見られ、可燃ごみの排出量が2013年度比で大幅増となった。</p> <p>平成30年度以降の課題として、可燃ごみを中心に廃棄物の排出量抑制に一層取り組むことが不可欠と判断している。</p> <p>(2) 業務における環境配慮 ①環境配慮実行計画の実施等 上記のとおり、機構実施計画を改正するとともに、これを踏まえた取組項目「平成29年度環境配慮のための実行計画(以下「実行計画」という。)」を策定した。また、本計画の実施状況についての自己点検を12月及び3月に実施した。</p> <p>②環境物品等の調達を円滑にするための方針の策定等</p>				
(2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に						

<p>行うこと。</p>				<p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成 29 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。</p> <p>③電気使用量及び用紙使用量の削減に向けた各種取組</p> <p>電気使用量及び用紙使用量の削減並びに廃棄物の排出抑制については、改正後の機構実施計画に定めた目標達成のため、環境配慮のための実行計画に基づき、削減に取り組んだ。特に用紙使用量については、28 年度組織全体で一括調達した新たな複合機の機能を有効活用して不要な印刷や印刷ミスを防止すること等により、平成 30 年 3 月末時点で前年度同期から 143,390 枚を削減することができた。また、平成 28 年度末に 1 台を導入した消色インクデジタル複合機も活用することで、用紙の削減に取り組んだ（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の消色インクデジタル複合機による削減枚数：4,242 枚）。</p> <p>（3）環境保全等を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）の購入</p> <p>環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）については、機構の趣旨に合致した債券であり、前年度 6 億円を上回る 12 億円を購入した。</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国際協力機構債：6 億円 ・東京都債：2 億円 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構債：4 億円 <p>（4）環境報告書の作成及び公表</p> <p>「環境報告書 2017」を作成し、ウェブサイトで公表した（9 月）。</p> <p>平成 29 年度は、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、「環境研究の新たな展開への ERCA の貢献」をテーマとした特集を組み、平成 28 年 10 月に環境省から移管された環境</p>		
--------------	--	--	--	---	--	--

				<p>研究総合推進業務を中心にE R C Aの事業において実施している調査研究について報告したほか、E R C Aの重点課題として推進している人材育成に関する事業やE R C Aにおける社会貢献活動の取組等を掲載した。 なお、環境報告書は機構の関係機関等へ配付（約3,000部。10月）した。</p> <div data-bbox="1222 457 1792 716"> </div> <p>（5）社会貢献活動の推進 社会貢献活動の推進については、平成28年度に引き続き①職員個人による自発的なボランティア活動の推進、②職員の業務専門性を活かした社会貢献の推進、③社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組の推進に取り組んだ。 具体的には、職員の自発的な活動の機会及び地域貢献の場として「2017 川崎国際多摩川マラソン」（11月）及び「2018 多摩川リバーサイド駅伝」（3月）への運営ボランティアへの参加（11月）を行った。さらに、平成28年度に引き続き、古着の寄付や市民スポーツ大会へのボランティア参加を行ったほか、新規の取組として、新宿区立環境学習情報センターが実施している「素敵なカレンダーを捨てるなんて、もったいない！キャンペーン」に参加し、不要な2018年カレンダーや手帳について寄付を行った。</p>	<p><課題と対応> 平成29年度までの取組状況等を踏まえ、引き続き、業務における環境配慮に取り組む。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の作成等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した	毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	別紙のとおり	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・計画予算と実績について、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 29 年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 593 億円に比し実績額約 600 億円(+1.3%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 578 億円に比し実績額約 534 億円と▲43 億円(▲7.5%)の減少となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。</p> <p>・公害健康被害補償予防業務勘定収入</p>	<p><評価と根拠> 自己評価：B</p> <p>評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。</p> <p>計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施した。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 収入は計画額を上回り、支出については計画額を上回る削減を図っている。また、「Ⅱ-2」に示されるとおり、経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

<p>上で、厳格に行うものとする。</p>				<p>計画予算 42,677 百万円 実績 39,975 百万円 差額▲2,702 百万円 収入のうち、納付財源引当金戻入が予算に比し計画を下回ったため、▲2,702 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 42,919 百万円 実績 40,166 百万円 差額▲2,753 百万円 支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため、▲2,753 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済業務勘定 <p>収入 計画予算 4,120 百万円 実績 4,215 百万円 差額+95 百万円 収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分を受け入れたことにより、+95 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 4,616 百万円 実績 4,451 百万円 差額▲165 百万円 支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲165 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全研究・技術開発勘定 <p>収入 計画予算 5,203 百万円 実績 5,203 百万円 差額+0 百万円</p> <p>支出 計画予算 5,208 百万円 実績 5,118 百万円 差額▲90 百万円 支出については、システム開発を翌事業年度に繰り越したこと等により、▲90 百万円とな</p>		
-----------------------	--	--	--	---	--	--

				<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <p>収入 計画予算 2,981 百万円 実績 2,901 百万円 差額▲81 百万円</p> <p>支出 計画予算 4,439 百万円 実績 3,241 百万円 差額▲1,197 百万円</p> <p>支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,197 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継勘定 <p>収入 計画予算 4,288 百万円 実績 7,721 百万円 差額 3,433 百万円</p> <p>収入は、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画に比し予定を上回ったこと等から、+3,433 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 603 百万円 実績 472 百万円 差額▲131 百万円</p> <p>支出については、保証金の支出が予定を下回ったこと等から、▲131 百万円となった。</p> <p>2. 運営費交付金債務の発生状況 各勘定の当期の運営費交付金債務残高は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 <p>運営費交付金債務残高 21 百万円</p> <p>(主な要因) システム開発経費及び情報セキュリティ強化等のために前期からの繰越した 86 百万円のうち 72 百万円を取崩し。 当期、新たにシステム開発経費の財源として 8</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。 		

				<p>百万円を加えた計 21 百万円を翌期に繰越し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境研究保全・技術開発勘定 <p>運営費交付金債務残高</p> <p style="text-align: right;">78 百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>システム開発経費のために前期から繰越した 5 百万円を取崩し。</p> <p>当期、新たに競争的資金及びシステム開発経費の財源として 78 百万円を翌期に繰越し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <p>運営費交付金債務残高</p> <p style="text-align: right;">58 百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>情報セキュリティ強化及び地球環境基金運用益減少分の財源補填等のために前期から繰越した 174 百万のうち 115 百万円を取崩し。残る 58 百万円を同様の財源として翌期に繰越し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継勘定 <p>運営費交付金債務残高</p> <p style="text-align: right;">38 百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>システム開発経費及び情報セキュリティ強化等のために前期から繰越した 187 百万円のうち 149 百万円を取崩し。</p> <p>残る 38 百万円を情報セキュリティ強化等のための財源として翌期に繰越し。</p> <p>3. 財務の状況</p> <p>(1) 当期総利益</p> <p>平成 29 年度の総利益は、2,575 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分及び利息の収支差等によるものである。</p> <p>各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 <p style="text-align: right;">114 百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>業務経理の厚生年金基金の代行返上 (153) 及び二種経理において特定賦課金の収益が少な</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>かったことによる損失 (▲50)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済業務勘定 <div style="text-align: right;">一百万円</div> <p>(主な要因)</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境研究保全・技術開発勘定 <div style="text-align: right;">12百万円</div> <p>(主な要因)</p> <p>業務の効率化による経費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <div style="text-align: right;">58百万円</div> <p>(主な要因)</p> <p>業務の効率化による経費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継勘定 <div style="text-align: right;">2,392百万円</div> <p>(主な要因)</p> <p>建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分 (1,575) 及び利息収支差 (737)</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>利益剰余金は、前年度末の 23,669 百万円に対して、平成 29 年度は、繰越積立金取崩額 32 百万円、当期積立額 2,575 百万円を計上し、当期末残高は 26,212 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 <div style="text-align: right;">718百万円</div> ・石綿健康被害救済業務勘定 <div style="text-align: right;">-百万円</div> ・環境研究保全・技術開発勘定 <div style="text-align: right;">23百万円</div> ・基金勘定 <div style="text-align: right;">108百万円</div> ・承継勘定 <div style="text-align: right;">25,362百万円</div> <p>(3) 資金の運用</p> <p>資金の運用については、前年度に引き続きマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預</p>		
--	--	--	--	--	--	--

					<p>金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、</p> <p>①平成29年度当初の有価証券に関する主務大臣の指定についての改正により、一般担保付社債に加え無担保社債も対象となり、有価証券の取得範囲が拡大した。(5 銘柄、15 億円)</p> <p>②その他の資金については、将来的なキャッシュ・フローを精査し、資金の一部を短期運用から中期の債券による運用へシフトした(13 銘柄、146 億円)。</p> <p>③また、直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額に変更する等、弾力化を図った。</p> <p>これらの取り組みの結果、全体の資産が増えている中でも、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(昨年度比、平均残額は 4.35%ポイント減少)</p>		
						<p><課題と対応></p> <p>今後も引き続き、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。</p>	

4. その他参考情報

平成29年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,691
国庫補助金	1,043
その他の政府交付金	11,601
都道府県補助金等	900
業務収入	37,911
受託収入	16
運用収入	966
その他収入	141
計	59,269
支出	
業務経費	56,734
公害健康被害補償予防業務経費	42,638
うち人件費	305
石綿健康被害救済業務経費	4,302
うち人件費	284
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
うち人件費	88
基金業務経費	4,237
うち人件費	159
承継業務経費	464
うち人件費	164
受託経費	16
一般管理費	932
うち人件費	401
予備費	102
計	57,785

[人件費の見積り]

平成29年度 1,401百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	311	-	311
国庫補助金	43	200	243
その他の政府交付金	7,616	-	7,616
業務収入	33,947	-	33,947
運用収入	-	559	559
その他収入	0	0	0
計	41,917	759	42,677
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	41,836	802	42,638
うち人件費	199	105	305
一般管理費	153	115	268
うち人件費	68	50	118
予備費	13	-	13
計	42,002	917	42,919

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	3,985
業務収入	115
その他収入	4
受託収入	16
計	4,120
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	4,302
うち人件費	284
受託経費	16
一般管理費	298
うち人件費	128
計	4,616

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	5,203
計	5,203
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
うち人件費	88
一般管理費	115
うち人件費	46
計	5,208

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	783	33	25	841
国庫補助金	-	800	-	800
都道府県補助金等	-	900	-	900
運用収入	147	-	260	407
その他収入	19	14	-	33
計	950	1,747	285	2,981
支出				
業務経費				
基金業務経費	931	3,031	275	4,237
うち人件費	126	21	12	159
一般管理費	121	16	12	149
うち人件費	53	7	5	66
予備費	50	2	-	52
計	1,102	3,049	287	4,439

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	336
業務収入	3,848
その他収入	104
計	4,288
支出	
業務経費	
承継業務経費	464
うち人件費	164
一般管理費	102
うち人件費	43
予備費	37
計	603

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	61,107
經常費用	61,107
公害健康被害補償予防業務経費	42,662
石綿健康被害救済業務経費	4,302
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
基金業務経費	4,254
承継業務経費	3,466
一般管理費	1,264
減価償却費	51
受託業務費	16
財務費用	-
収益の部	61,265
經常収益	61,265
運営費交付金収益	6,979
国庫補助金収益	243
その他の政府交付金収益	8,438
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,778
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,010
受託収入	16
業務収入	37,416
運用収入	986
その他の収益	79
財務収益	319
純利益	158
前中期目標期間繰越積立金取崩額	174
総利益	332

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	42,013	934	42,948
經常費用	42,013	934	42,948
公害健康被害補償予防業務経費	41,847	815	42,662
補償業務費	41,847	-	41,847
予防業務費	-	815	815
一般管理費	152	115	267
減価償却費	14	5	19
収益の部	41,999	762	42,761
經常収益	41,999	762	42,761
運営費交付金収益	383	-	383
国庫補助金収益	43	200	243
その他の政府交付金収益	7,616	-	7,616
業務収入	33,947	-	33,947
資産見返負債戻入	9	-	9
運用収入	-	562	562
財務収益	0	0	0
純利益(△純損失)	△ 15	△ 172	△ 187
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	172	174
総利益(△総損失)	△ 13	-	△ 13

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,623
經常費用	4,623
石綿健康被害救済業務経費	4,302
受託業務費	16
一般管理費	298
減価償却費	6
収益の部	4,623
經常収益	4,623
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,778
受託収入	16
その他の政府交付金収益	822
資産見返負債戻入	6
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,208
経常費用	5,208
環境保全研究・技術開発業務費	5,093
一般管理費	115
収益の部	5,208
経常収益	5,208
運営費交付金収益	5,208
資産見返負債戻入	0
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
費用の部	1,055	3,048	305	4,407
経常費用	1,055	3,048	305	4,407
基金業務経費	931	3,031	291	4,254
地球環境基金業務費	931	-	-	931
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,031	-	3,031
維持管理積立金業務費	-	-	291	291
一般管理費	121	16	12	149
減価償却費	3	0	1	5
収益の部	1,055	3,048	305	4,407
経常収益	1,055	3,048	305	4,407
運営費交付金収益	892	38	27	957
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,010	-	3,010
地球環境基金運用収益	147	-	-	147
維持管理積立金運用収益	-	-	277	277
寄附金収益	13	-	-	13
資産見返負債戻入	3	0	0	4
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,921
経常費用	3,921
承継業務経費	3,466
一般管理費	435
減価償却費	20
収益の部	4,266
経常収益	4,266
運営費交付金収益	432
事業資産譲渡元金収入	3,469
資産見返負債戻入	20
財務収益	319
雑益	25
純利益	345
総利益	345

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	357,188
業務活動による支出	59,128
投資活動による支出	290,906
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	7,153
資金収入	357,188
業務活動による収入	63,953
運営費交付金収入	6,691
国庫補助金収入	1,043
その他の政府交付金収入	11,601
都道府県補助金等収入	900
業務収入	34,864
運用収入	980
その他の収入	7,874
投資活動による収入	285,768
財務活動による収入	8
前年度よりの繰越金	7,459

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	83,022	13,503	96,525
業務活動による支出	41,995	921	42,917
投資活動による支出	43,000	13,250	56,250
財務活動による支出	-	-	-
翌年度への繰越金	△ 1,974	△ 668	△ 2,642
資金収入	83,022	13,503	96,525
業務活動による収入	38,870	759	39,630
運営費交付金収入	311	-	311
国庫補助金収入	43	200	243
その他の政府交付金収入	7,616	-	7,616
業務収入	30,900	-	30,900
運用収入	0	559	560
投資活動による収入	44,000	12,350	56,350
前年度よりの繰越金	151	394	545

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	113,915
業務活動による支出	4,743
投資活動による支出	109,200
翌年度への繰越金	△ 28
資金収入	113,915
業務活動による収入	4,109
その他の政府交付金収入	3,985
地方公共団体等拠出金収入	115
その他の収入	9
投資活動による収入	109,200
前年度よりの繰越金	607

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,208
業務活動による支出	5,206
翌年度への繰越金	2
資金収入	5,208
業務活動による収入	5,203
運営費交付金収入	5,203
前年度よりの繰越金	5

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
資金支出	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による支出	1,048	3,048	1,732	5,827
投資活動による支出	2,540	44,200	78,585	125,325
財務活動による支出	-	-	1	1
翌年度への繰越金	267	506	△ 279	493
資金収入	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による収入	942	1,747	8,113	10,801
運営費交付金収入	783	33	25	841
国庫補助金収入	-	800	-	800
都道府県補助金等収入	-	900	-	900
運用収入	147	14	260	421
その他の収入	11	-	7,828	7,839
投資活動による収入	2,540	45,800	71,800	120,140
財務活動による収入	8	-	-	8
前年度よりの繰越金	365	206	125	697

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,894
業務活動による支出	435
投資活動による支出	131
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	9,328
資金収入	9,894
業務活動による収入	4,210
運営費交付金収入	336
業務収入	3,849
その他の収入	25
投資活動による収入	78
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	5,606

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	承継業務に係る債権・債務の適切な処理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
正常債権以外の債権残高(計画値)	最終年度に100億円以下 (期間中に▲120億円以上を圧縮)	約220億円	196億円 (対前年度▲24億円)	150億円 (対前年度▲17億円)	133億円 (対前年度▲17億円)	116億円 (対前年度▲17億円)	100億円以下 (対前年度▲16億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成26年度の実績を反映し、平成27年度以降の計画値を設定。
正常債権以外の債権残高(実績値及び中期期間中累計値)			167億円 (対前年度▲51億円、累計値51億円)	115億円 (対前年度▲53億円、累計値104億円)	88億円 (対前年度▲26億円、累計値130億円)	47億円 (対前年度▲41億円、累計値171億円)		
達成度 (圧縮額累計/中期目標値=120億円)			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成29年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。 平成26年度期	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という。)の残高を本中期目標期間中に100億円以下に圧縮するという目標は達成したが、今後、残高の圧縮に伴い回収	<主な定量的指標> 「正常債権以外の債権」を最終年度に100億円以下に圧縮する。 <その他の指標> — <評価の視点> 正常債権以外の債権残高の圧縮状況	<主要な業務実績> ① 正常債権以外の債権にかかる法的処理は、平成28年度から係属していた10件(競売2件、破産申立1件、仮差押2件、差押1件、訴訟2件、仮処分2件)のうち6件(競売2件、破産申立1件、仮差押1件、差押1件、訴訟1件)が終結。 ② 上記の取組等の結果、正常債権以外の債権を29億円回収するとともに11億円の償却を行い、合計で41億円を圧縮した。 ③ 正常債権も含めた全ての債権について、今後も経営状況に目を配り、決算書等を徴取の上決算分析を行い、財務内容等を注視して	<評価と根拠> 評価:A 評価理由: 平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を中期計画期間中に100億円以下とする目標については昨年度達成したが、本年度においても、約定弁済に加え、保有資産の売却態勢による回収、他金融機関借換等に伴う回収、法的再生・私的再生の	評価	A <評価に至った理由> 承継業務に係る債権管理については、正常債権以外の債権について、中期目標に定めている圧縮目標(残高100億円以下)を見据えた各年度の圧縮目標額(平成29年度:17億円)に対し、保有資産の売却態勢や他金融機関借り換えによる回収等により、総額41億円を圧縮した。 また、これにより正常債権以外の債権の年度末残高は47億円となり、圧縮額は中期目標に定めている目標の142.5%の水準に達している。

<p>億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービスを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。</p>	<p>首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを旨とする。なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。</p> <p>① 約定弁済先の管理強化 正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の</p>	<p>困難案件の割合が増加している状況に留意しつつ、更なる圧縮を図るため、</p> <p>①約定弁済先の管理強化 ②返済態勢 ③厳正な法的処理 ④迅速な償却処理</p> <p>に引き続き積極的に取り組む。特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりに行ってきた債務者についても、決算書の厳格な分析などにより、その経営状況に目を配り、延滞発生未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。また、②の返済態勢については、保有資産の売却、他金融機関への借換、法的・私的再生の活用など、返済確実性の高い返済策を債務者</p>		<p>いくこととする。</p>	<p>活用による回収などにより、昨年度の26億円を上回る41億円の圧縮が図れたことから、上記のとおり、自己評価を「A」とした。</p> <p><課題と対応> 今後は、回収困難案件が残るほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止、回収額の増額に努めることとする。</p>	<p>なお、回収にあたっては、回収困難先のきめ細かい現況調査や財務分析等を行うとともに、私的再生や法的手続による回収も実施している。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	---	---	--	-----------------	---	--

	<p>経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>② 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。</p> <p>③ 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。</p> <p>④ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。</p> <p>(2) サービス</p>	<p>に態勢することにより、残高の圧縮を図る。</p> <p>さらに、平成 29 年度期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとの期中の回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、正常債権以外の債権への取組状況を明らかにする。</p> <p>返済確実性を見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。</p> <p>また、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。</p> <p>本中期目標期間中の業務実施体制の見直しの課題である、事業管理部の他部門への統合・縮減等に当たっては、承継業務の更なる効率化が必要であるため、債権管理システムの再構築を平成 29 年 12 月までに終</p>				
--	---	---	--	--	--	--

	<p>の活用と借入金等の完済 返済確実性の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。 また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。 なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。</p>	<p>え、平成30年1月から本格稼働させる。</p>				
--	---	----------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	5,500 百万円	2,200 百万円	—	—		一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。	平成 29 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由：資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成 29 年度は短期借入を行わなかったことを踏まえ、上記のとおり、自己評価を「B」とした。 <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 短期借入は行わずに、計画的な資金管理を実施している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	職員の人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度(目標) (暫定値)	28年度 (当初計画値)	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
政府機関等主催の外部研修の活用(講座数)	—	20 講座 (平成 25 年度実績)	24 講座	37 講座 (当初計画:28 講座)	46 講座 (当初計画:39 講座)	37 講座 (当初計画:32 講座)			
政府機関等主催の外部研修の活用(参加者数)	—	25 名 (平成 25 年度実績)	37 名	65 名 (当初計画:40 名)	64 名 (当初計画:42 名)	58 名 (当初計画:43 名)			
階層別研修の実施・参加(講座数)	—	4 講座 (平成 25 年度実績)	8 講座	10 講座 (当初計画:11 講座)	7 講座 (当初計画:9 講座)	13 講座 (当初計画:13 講座)			
階層別研修の実施・参加(参加者数)	—	36 名 (平成 25 年度実績)	76 名	123 名 (当初計画:80 名)	67 名 (当初計画:62 名)	132 名 (当初計画:102 名)			
業務専門性研修の実施(講座数)		88 講座 (年度当初計画講座数)	—	89 講座 (当初計画:88 講座)	83 講座 (当初計画:92 講座)	81 講座 (当初計画:100 講座)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着			<主な定量的指標> ・政府機関等主催の外部研修の活用状況(講座数、参加者数) ・階層別研修の実施状況(講座数、参加者数) ・業務専門性研修の実施状況(講座数)	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 自己評価: B 評価理由: 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価を B とした。	評価: B <評価に至った理由> 研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画に沿って研修を実施し、100 講座に対し受講者数延べ 1619 人が受講している。 人事評価制度については、28 年度に導入した新たな人事評価制度について、職員からの意見聴取等により検証し、見つかった課題を補正することに	

<p>実に実施するものとする。また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。</p>	<p>(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。</p>	<p>(1) 本中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、円滑な業務実施体制を確保した上で、事業管理部の経理部への統合を進める。</p>	<p><その他の指標> — <評価の視点> 年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。</p>	<p>(1) 債権管理回収業務に係る見直し 債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経理部に統合し、名称を新たに「財務部」とした(11月)。</p>	<p>●債権管理回収業務に係る組織体制の見直しについては、同業務を所掌する事業管理部を経理部に統合した。</p>	<p>より、制度の改善を図った。 また、評価結果については、定期昇給や賞与(業績手当)に反映させている。</p>												
<p>(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。</p>	<p>(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA研修計画」に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。また、女性活躍推進のための研修や自主選択制の研修</p>	<p>(2) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA研修計画」に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。また、女性活躍推進のための研修や自主選択制の研修</p>	<p>(2) 各種研修の実施等 総務部が実施する「一般研修」、「階層別研修」等と各部署が実施する「業務専門性研修」を2本の柱とする「ERCA研修計画」に基づき研修を実施し、平成29年度は「一般研修」、「階層別研修」、「自主研修」、「業務専門性研修」の計100講座を延べ1,619人が受講した。研修実績は次のとおり。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般研修</th> <th>階層別研修</th> <th>自主研修及び資格取得支援策</th> <th>業務専門性研修(※)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数</td> <td>4講座</td> <td>13講座</td> <td>2講座</td> <td>81講座(37講座)</td> <td>100講座</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般研修	階層別研修	自主研修及び資格取得支援策	業務専門性研修(※)	計	講座数	4講座	13講座	2講座	81講座(37講座)	100講座	<p>●階層別研修を含む各種研修については、3か年の「ERCA研修計画」を策定し、研修運営に係るPDCAサイクル等をより一層明確化するとともに、研修計画に基づき着実に研修を実施し、職員の能力開発・人材育成に取り組んだ。</p>	<p><今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。</p>
区分	一般研修	階層別研修	自主研修及び資格取得支援策	業務専門性研修(※)	計													
講座数	4講座	13講座	2講座	81講座(37講座)	100講座													

の実施などにより、職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等を促す。
 なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期目標期間の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数を上回るよう努める。

				座)	
参加者数	429名	132名	95名	963名(58名)	1,619名

※括弧内の数値は業務専門性研修のうち政府機関等主催の外部研修の数を示す。

①一般研修

行政に携わる者として欠かせない倫理観や内部統制・情報セキュリティ等の知識を持ち、明るく働きやすい職場をつくる職員を育成することを目的として、各種一般研修を実施し、4講座を延べ429名が受講した。

倫理観や内部統制・情報セキュリティ等の知識については、9月に内部統制研修を役職員162名が、10月にコンプライアンス・情報セキュリティ研修を役職員164名が受講し、近年の他組織における具体的な事例等を通してその重要性を改めて認識した。

また、ストレスチェック制度及び早期かつ適切なメンタルヘルス対策の重要性への理解を深めることを目的として、当機構でストレスチェックを初めて受検する職員等を対象としてメンタルヘルス研修を実施し、39名が受講した。さらに、ストレスと上手に付き合うために自分に合ったセルフケアを選択し、実践できるようになることを目的とした健康管理研修（講演会）を12月及び1月に実施し、役職員のうち希望者64名が受講した。

②階層別研修

キャリアアップに応じた職員の能力・スキルの向上を目的として、各種の階層別研修を実施し、13講座を延べ132名が受講した。

平成29年度は新入職員及び若手職員の育成に重点を置き、新入職員研修については、実施期間を28年度から2日間増やして法令・規程等の知識の基礎固めと各部の業務理解を促進した。その他、10月に入構1・2年目職員を対象としたフォローアップ研修、1月に入構3年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、2月に内定者を対象とした内定者研修を実施した。

また、管理職層については、マネジメント力向上に重点を置いた中期計画を踏まえ、管理職及び次期管理職クラスの職員（2・3等級）を対象に、課題解決能力、プレゼンテーション力、マネジメント能力等の向上を目的として、あるべきマネジメントに向けて改善すべ

き点、管理職として果たすべき役割や具体的な行動等について9月から2月までの期間にグループディスカッションを行い、その討議結果を発表する2・3等級人材育成研修を実施した。

<階層別研修の実績>

研修名	研修概要	対象者	講座数	受講者数 (延べ人数)
内定者研修	業務理解、社会人の心構え	内定者	1講座	3名
新入職員研修	ビジネスマナー、コンプライアンス、法令・規程、文書管理、各事業部の業務等の理解	平成29年度新入職員	3講座	15名
フォローアップ研修	これまでの業務等の振り返り、今後の目標設定	1・2年目職員	1講座	10名
キャリアデザイン研修	自身の今後のキャリアを描ける力の習得	3年目職員	1講座	3名
1・2等級研修	自己分析、ビジョン共有に必要なスキルの習得	1・2等級職員 (部課長級)	1講座	27名
2・3等級人材育成研修	課題解決能力、プレゼンテーション力、マネジメント能力の向上	2・3等級職員	1講座	42名

				<table border="1"> <tr> <td>5等級 研修</td> <td>自己分析、 業務改善に 必要なスキ ルの習得</td> <td>5等級 職員 (主事 級)</td> <td>1講座</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>新任昇 格者研 修</td> <td>各等級に必 要とされる マネジメン トスキルの 習得</td> <td>平成 29 年 4 月 昇格者</td> <td>4講座</td> <td>9名</td> </tr> </table>	5等級 研修	自己分析、 業務改善に 必要なスキ ルの習得	5等級 職員 (主事 級)	1講座	23名	新任昇 格者研 修	各等級に必 要とされる マネジメン トスキルの 習得	平成 29 年 4 月 昇格者	4講座	9名		
5等級 研修	自己分析、 業務改善に 必要なスキ ルの習得	5等級 職員 (主事 級)	1講座	23名												
新任昇 格者研 修	各等級に必 要とされる マネジメン トスキルの 習得	平成 29 年 4 月 昇格者	4講座	9名												
	<p>(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p>	<p>(3) 平成 28 年度に改定した新たな人事評価制度に関し、同年度中に判明した運営上の課題を改善すること等により、制度改定の目的であった</p>		<p>③職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等の促進 業務遂行に有益な知識・スキルを自主的に身につけ業務改善に取り組む職員を育成するため、「自主研修」及び「資格取得支援策」を実施し、2講座を延べ 95 名が受講した。 自主研修については、各職員が必要な知識・スキルを自主的に学べる環境を創出するため、120 種類以上のビジネススキル講座等を自由に受講できる E ラーニングを新たに導入し、職員 92 名が受講した。また、資格取得支援策については、業務上必要な資格(簿記、メンタルヘルス・マネジメント検定)の取得のため、職員 3 名の講座受講を支援した。</p> <p>④業務専門性研修の実施 81 講座を延べ 963 名が受講し、各部門の業務遂行に必要な専門スキルを向上させた。 また、業務専門性研修の一環として、各種環境施策の知識等を身につけるため、環境省及び環境省環境調査研修所が主催する研修に職員 16 名が参加した。特に、環境省が実施する環境問題史現地研修(四日市コース及び西淀川コース)には職員 4 名が参加し、機構の所掌業務である公害健康被害補償予防業務の原点を学んだ。</p> <p>(3) 人事評価制度の運営改善等 ①運用の改善 平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度について、評価結果の取りまとめ及び職員への意見聴取によって明らかとなった課題等の検討結果を踏まえ、期中の中間評価を簡略化するなど、より合理的な作業になるよう運用の改善を行った。</p>	<p>●人事評価制度については、平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度に基づく評価結果の取りまとめ及び職員への意見聴取によって明らかとなった課題等の検討結果を踏ま</p>											

	<p>(4) 人員に関する指標 管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。 (参考) 期初の常勤職員数 140 人 期末の常勤職員数の見込み 148 人</p>	<p>職員一人ひとりの成長、組織全体の成長を確実なものとするとともに評価結果の人事及び給与への反映により、士気の高い組織運営に努める。 また、平成 28 年度中に導入した指導役制度についても、その運用状況等を確認し、適宜見直しを図ることで、指導される職員の業務スキルの確実な習得を推進するとともに、指導役を担う職員の更なる成長を促す。</p> <p>(4) 人員に関する指標 (参考) 第 3 期中期目標期間の期初常勤職員数 140 人 第 3 期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人</p>		<p>②よりの確な制度とするための検討 平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度の意図である「人事評価を通じ機構として求められる職員像を目指し、各階層に求められる役割を的確に果たしうる職員を育成していく」観点から、「能力・スキル評価及び業務評価について、よりの確に評価すること」により沿った制度に改善するための見直しを行うこととし、本年度準備・習熟期間として導入したチーム制の運用状況も考慮して検討を行った。 また、新たに導入した「指導役」制度についても、より効果的な人材育成に資する制度となるよう職員からの意見も取り入れながら制度の再構築についての検討を行った。</p> <p>③評価結果の反映 平成 28 年度の人事評価結果について、平成 29 年度定期昇給及び 6 月期賞与の業績手当に適正に反映した。</p>	<p>え、平成 28 年度まで実施していた期中の中間評価の一部を簡略化することで、より合理的な評価制度に見直した。また、平成 28 年度評価結果について、定期昇給等に適正に反映した。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

						<p><課題と対応> 平成29年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、組織・要員体制の見直し、各種研修の実施、人事評価制度の適正な運用等に取り組む。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成29年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する	前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。	<主要な業務実績> 公害健康被害予防事業の財源28,728千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い3,469千円を取り崩した。	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。 <課題と対応> 今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。	評価 B <評価に至った理由> 積立金の処分に関しては、計画に基づいた適正な処理を実施している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

		費用等に充てることとする。					
--	--	---------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	その他当該中期目標を達成するために必要な事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 中期計画期間を超える債務負担の必要性	<主要な業務実績> 29 年度は以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。 ・「東京事務所における室内清掃業務」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月) ・「ぜん息・COPD 電話相談事業の実施業務」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 31 年 4 月) ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 4 月派遣開始分)」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月) ・「データセンターの提供及びネットワーク回線・関連機器の調達」 (契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 2 月) ・「ネットワーク機器の更新及び保守業務」 (契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 9 月)	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。	評価 B <評価に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担については、必要性が認められる案件に限り実施している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

				<ul style="list-style-type: none"> ・「仮想基盤サーバの更新及び運用保守業務」 (契約期間：平成 29 年 9 月～平成 34 年 2 月) ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保 (29 年度 8 月派遣開始分)」 (契約期間：平成 29 年 8 月～平成 32 年 7 月) ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保 (29 年度 10 月派遣開始分及び 29 年度 11 月派遣開始分)」 (契約期間：平成 29 年 9 月～平成 32 年 10 月) ・「研究情報管理基盤システム構築及び運用保守業務」 (契約期間：平成 29 年 12 月～平成 32 年 3 月) ・「小型ファットクライアントの導入及び保守業務」 (契約期間：平成 30 年 1 月～平成 32 年 3 月) 	<p><課題と対応> 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
